

令和7年度救急救命士教育計画について(案)

資料1-1

令和7年度救急救命士病院実習予定者数

消防本部名	救急救命士総数		再教育病院実習	就業前病院実習	硬性喉頭鏡気管挿管実習	ビデオ喉頭鏡気管挿管実習
	運用者数	非運用者数				
甲府	47	26	47	2	1	1
都留	21	12	21	3	1	0
富士五湖	35	18	41	2	1	0
大月	17	7	17	1	1	0
峡北	44	2	43	1	1	0
笛吹	29	4	26	2	1	2
峡南	25	8	28	2	1	1
東山梨	35	7	33	2	1	0
上野原	23	2	21	2	1	0
南アルプス	24	3	27	2	1	0
合 計	300	89	304	19	10	4

① 令和7年度救急救命士再教育病院実習予定表(案)

資料1－2

山梨県立中央病院で実施している救急救命士再教育のための病院実習の実施方法について次のとおりとする。

- 64時間(4日間 2当直 2日勤)
- (理由)
- ・指導救命士の有資格者が増加したことにより、各本部において基礎的な研修が実施可能となった。
 - ・医療機関でなければ実施できない教育を重点的に実施し、より効率的な再教育を実施できることとなった。

消防本部間で病院実習に参加する曜日の偏りが生じないよう、次のとおりA～Gまでのパターンで割り振る。
病院実習の日程調整が困難な場合には、消防本部間で調整されたい。

	日	月	火	水	木	金	土
A:月～木		当直	日勤	当直	日勤		
B:火～金			当直	日勤	当直	日勤	
C:水～土				当直	日勤	当直	日勤
D:木～日	日勤				当直	日勤	当直
E:金～月	当直	日勤				当直	日勤
F:土～火	日勤	当直	日勤				当直
G:日～水	当直	日勤	当直	日勤			

エルスタ臨床実習

R7年8月日～月日

R8年1月日～月日

4 月

サイクル	期間	消防本部	階級・氏名
4月A-1	1日(火)～4日(金)	甲府1	
4月B-1	2日(水)～5日(土)	峡北1	
4月C-1	3日(木)～6日(日)	富士五湖1	
4月D-1	4日(金)～7日(月)	笛吹1	
4月E-1	5日(土)～8日(火)	都留1	
4月F-1	6日(日)～9日(水)	南アルプス1	
4月G-1	7日(月)～10日(木)	甲府2	
4月A-2	8日(火)～11日(金)	東山梨1	
4月B-2	9日(水)～12日(土)	峡北2	
4月C-2	10日(木)～13日(日)		
4月D-2	11日(金)～14日(月)	上野原1	
4月E-2	12日(土)～15日(火)	富士五湖2	
4月F-2	13日(日)～16日(水)		
4月G-2	14日(月)～17日(木)	甲府3	
4月A-3	15日(火)～18日(金)	峡南1	
4月B-3	16日(水)～19日(土)	峡北3	
4月C-3	17日(木)～20日(日)	笛吹2	
4月D-3	18日(金)～21日(月)		
4月E-3	19日(土)～22日(火)	大月1	
4月F-3	20日(日)～23日(水)	富士五湖3	
4月G-3	21日(月)～24日(木)		
4月A-4	22日(火)～25日(金)	東山梨2	
4月B-4	23日(水)～26日(土)	峡北4	
4月C-4	24日(木)～27日(日)		
4月D-4	25日(金)～28日(月)	南アルプス2	
4月E-4	26日(土)～29日(火)	都留2	
4月F-4	27日(日)～30日(水)	東山梨3	
4月G-4	28日(月)～5月1日(木)	峡南2	
4月A-5	29日(火)～5月2日(金)	甲府4	
4月B-5	30日(水)～5月3日(土)		

5 月

サイクル	期間	消防本部	階級・氏名
5月C-1	1日(木)～4日(日)		
5月D-1	2日(金)～5日(月)		
5月E-1	3日(土)～6日(火)		
5月F-1	4日(日)～7日(水)		
5月G-1	5日(月)～8日(木)	都留3	
5月A-2	6日(火)～9日(金)	笛吹3	
5月B-2	7日(水)～10日(土)	東山梨4	
5月C-2	8日(木)～11日(日)	甲府5	
5月D-2	9日(金)～12日(月)	峡北5	
5月E-2	10日(土)～13日(火)		
5月F-2	11日(日)～14日(水)	南アルプス3	
5月G-2	12日(月)～15日(木)	峡南3	
5月A-3	13日(火)～16日(金)	上野原2	
5月B-3	14日(水)～17日(土)	富士五湖4	
5月C-3	15日(木)～18日(日)	大月2	
5月D-3	16日(金)～19日(月)	東山梨5	
5月E-3	17日(土)～20日(火)	南アルプス4	
5月F-3	18日(日)～21日(水)	峡北6	
5月G-3	19日(月)～22日(木)	甲府6	
5月A-4	20日(火)～23日(金)		
5月B-4	21日(水)～24日(土)	峡南4	
5月C-4	22日(木)～25日(日)	東山梨6	
5月D-4	23日(金)～26日(月)	富士五湖5	
5月E-4	24日(土)～27日(火)	甲府7	
5月F-4	25日(日)～28日(水)		
5月G-4	26日(月)～29日(木)	南アルプス5	
5月A-5	27日(火)～30日(金)	峡北7	
5月B-5	28日(水)～31日(土)	笛吹4	
5月C-5	29日(木)～6月1日(日)	甲府8	
5月D-5	30日(金)～6月2日(月)	上野原3	
5月E-5	31日(土)～6月3日(火)	富士五湖6	

6 月

サイクル	期間	消防本部	階級・氏名
6月F-1	1日(日)～4日(水)	峡北8	
6月G-1	2日(月)～5日(木)	峡南5	
6月A-2	3日(火)～6日(金)	甲府9	
6月B-2	4日(水)～7日(土)	笛吹5	
6月C-2	5日(木)～8日(日)	富士五湖7	
6月D-2	6日(金)～9日(月)		
6月E-2	7日(土)～10日(火)	東山梨7	
6月F-2	8日(日)～11日(水)	南アルプス6	
6月G-2	9日(月)～12日(木)	峡北9	
6月A-3	10日(火)～13日(金)	大月3	
6月B-3	11日(水)～14日(土)	上野原4	
6月C-3	12日(木)～15日(日)	甲府10	
6月D-3	13日(金)～16日(月)		
6月E-3	14日(土)～17日(火)		
6月F-3	15日(日)～18日(水)	峡南6	
6月G-3	16日(月)～19日(木)	笛吹6	
6月A-4	17日(火)～20日(金)	都留4	
6月B-4	18日(水)～21日(土)	峡北10	
6月C-4	19日(木)～22日(日)	甲府11	
6月D-4	20日(金)～23日(月)	富士五湖8	
6月E-4	21日(土)～24日(火)	南アルプス7	
6月F-4	22日(日)～25日(水)	東山梨8	
6月G-4	23日(月)～26日(木)		
6月A-5	24日(火)～27日(金)	大月4	
6月B-5	25日(水)～28日(土)	峡北11	
6月C-5	26日(木)～29日(日)		
6月D-5	27日(金)～30日(月)	甲府12	
6月E-5	28日(土)～7月1日(火)	上野原5	
6月F-5	29日(日)～7月2日(水)	富士五湖9	
6月G-5	30日(月)～7月3日(木)	都留5	

7 月

サイクル	期間	消防本部	階級・氏名
7月A-1	1日(火)～4日(金)	富士五湖10	
7月B-1	2日(水)～5日(土)	峡北12	
7月C-1	3日(木)～6日(日)		
7月D-1	4日(金)～7日(月)	甲府13	
7月E-1	5日(土)～8日(火)	笛吹7	
7月F-1	6日(日)～9日(水)	上野原6	
7月G-1	7日(月)～10日(木)	峡南7	
7月A-2	8日(火)～11日(金)	東山梨9	
7月B-2	9日(水)～12日(土)		
7月C-2	10日(木)～13日(日)	富士五湖11	
7月D-2	11日(金)～14日(月)	峡北13	
7月E-2	12日(土)～15日(火)	甲府14	
7月F-2	13日(日)～16日(水)	南アルプス8	
7月G-2	14日(月)～17日(木)		
7月A-3	15日(火)～18日(金)	東山梨10	
7月B-3	16日(水)～19日(土)	笛吹8	
7月C-3	17日(木)～20日(日)	大月5	
7月D-3	18日(金)～21日(月)	峡南8	
7月E-3	19日(土)～22日(火)	甲府15	
7月F-3	20日(日)～23日(水)	峡北14	
7月G-3	21日(月)～24日(木)	都留6	
7月A-4	22日(火)～25日(金)		
7月B-4	23日(水)～26日(土)	上野原7	
7月C-4	24日(木)～27日(日)	富士五湖12	
7月D-4	25日(金)～28日(月)		
7月E-4	26日(土)～29日(火)	甲府16	
7月F-4	27日(日)～30日(水)	南アルプス9	
7月G-4	28日(月)～31日(木)		
7月A-5	29日(火)～8月1日(金)	峡北15	
7月B-5	30日(水)～8月2日(土)	東山梨11	
7月C-5	31日(木)～8月3日(日)	峡南9	

8 月

サイクル	期間	消防本部	階級・氏名
8月D-1	1日(金)～4日(月)	富士五湖13	
8月E-1	2日(土)～5日(火)	南アルプス10	
8月F-1	3日(日)～6日(水)	東山梨12	
8月G-1	4日(月)～7日(木)	甲府17	
8月A-2	5日(火)～8日(金)	大月6	
8月B-2	6日(水)～9日(土)	都留7	
8月C-2	7日(木)～10日(日)		
8月D-2	8日(金)～11日(月)	笛吹9	
8月E-2	9日(土)～12日(火)	峡南10	
8月F-2	10日(日)～13日(水)	富士五湖14	
8月G-2	11日(月)～14日(木)	峡北16	
8月A-3	12日(火)～15日(金)	甲府18	
8月B-3	13日(水)～16日(土)		
8月C-3	14日(木)～17日(日)	上野原8	
8月D-3	15日(金)～18日(月)	東山梨13	
8月E-3	16日(土)～19日(火)	都留8	
8月F-3	17日(日)～20日(水)	富士五湖15	
8月G-3	18日(月)～21日(木)	峡南11	
8月A-4	19日(火)～22日(金)	甲府19	
8月B-4	20日(水)～23日(土)	笛吹10	
8月C-4	21日(木)～24日(日)	南アルプス11	
8月D-4	22日(金)～25日(月)	峡北17	
8月E-4	23日(土)～26日(火)		
8月F-4	24日(日)～27日(水)	富士五湖16	
8月G-4	25日(月)～28日(木)	東山梨14	
8月A-5	26日(火)～29日(金)	峡南12	
8月B-5	27日(水)～30日(土)	峡北18	
8月C-5	28日(木)～31日(日)	大月7	
8月D-5	29日(金)～9月1日(月)		
8月E-5	30日(土)～9月2日(火)	甲府20	
8月F-5	31日(日)～9月3日(水)	南アルプス12	

9 月

サイクル	期間	消防本部	階級・氏名
9月G-1	1日(月)～4日(木)		
9月A-2	2日(火)～5日(金)	東山梨15	
9月B-2	3日(水)～6日(土)	峡北19	
9月C-2	4日(木)～7日(日)	富士五湖17	
9月D-2	5日(金)～8日(月)	甲府21	
9月E-2	6日(土)～9日(火)	大月8	
9月F-2	7日(日)～10日(水)		
9月G-2	8日(月)～11日(木)	峡南13	
9月A-3	9日(火)～12日(金)	東山梨16	
9月B-3	10日(水)～13日(土)	甲府22	
9月C-3	11日(木)～14日(日)	富士五湖18	
9月D-3	12日(金)～15日(月)	南アルプス13	
9月E-3	13日(土)～16日(火)	上野原9	
9月F-3	14日(日)～17日(水)	峡北20	
9月G-3	15日(月)～18日(木)	笛吹11	
9月A-4	16日(火)～19日(金)		
9月B-4	17日(水)～20日(土)	甲府23	
9月C-4	18日(木)～21日(日)	富士五湖19	
9月D-4	19日(金)～22日(月)	都留9	
9月E-4	20日(土)～23日(火)		
9月F-4	21日(日)～24日(水)	峡北21	
9月G-4	22日(月)～25日(木)	峡南14	
9月A-5	23日(火)～26日(金)	南アルプス14	
9月B-5	24日(水)～27日(土)	甲府24	
9月C-5	25日(木)～28日(日)		
9月D-5	26日(金)～29日(月)	上野原10	
9月E-5	27日(土)～30日(火)	笛吹12	
9月F-5	28日(日)～10月1日(水)	富士五湖20	
9月G-5	29日(月)～10月2日(木)	東山梨17	
9月A-6	30日(火)～10月3日(金)	峡北22	

10 月

サイクル	期間	消防本部	階級・氏名
10月B-1	1日(水)～4日(土)	大月9	
10月C-1	2日(木)～5日(日)	都留10	
10月D-1	3日(金)～6日(月)	甲府25	
10月E-1	4日(土)～7日(火)	峡北23	
10月F-1	5日(日)～8日(水)		
10月G-1	6日(月)～9日(木)	富士五湖21	
10月A-2	7日(火)～10日(金)	峡南15	
10月B-2	8日(水)～11日(土)	南アルプス15	
10月C-2	9日(木)～12日(日)	峡北24	
10月D-2	10日(金)～13日(月)	甲府26	
10月E-2	11日(土)～14日(火)	東山梨18	
10月F-2	12日(日)～15日(水)	富士五湖22	
10月G-2	13日(月)～16日(木)	笛吹13	
10月A-3	14日(火)～17日(金)	上野原11	
10月B-3	15日(水)～18日(土)	甲府27	
10月C-3	16日(木)～19日(日)	大月10	
10月D-3	17日(金)～20日(月)	峡北25	
10月E-3	18日(土)～21日(火)		
10月F-3	19日(日)～22日(水)	東山梨19	
10月G-3	20日(月)～23日(木)	富士五湖23	
10月A-4	21日(火)～24日(金)	都留11	
10月B-4	22日(水)～25日(土)	甲府28	
10月C-4	23日(木)～26日(日)	南アルプス16	
10月D-4	24日(金)～27日(月)	峡南16	
10月E-4	25日(土)～28日(火)		
10月F-4	26日(日)～29日(水)	富士五湖24	
10月G-4	27日(月)～30日(木)	峡北26	
10月A-5	28日(火)～31日(金)	東山梨20	
10月B-5	29日(水)～11月1日(土)	甲府29	
10月C-5	30日(木)～11月2日(日)	上野原12	
10月D-5	31日(金)～11月3日(月)		

11 月

サイクル	期間	消防本部	階級・氏名
11月E-1	1日(土)～4日(火)	富士五湖25	
11月F-1	2日(日)～5日(水)	東山梨21	
11月G-1	3日(月)～6日(木)	南アルプス17	
11月A-2	4日(火)～7日(金)	笛吹14	
11月B-2	5日(水)～8日(土)	峡南17	
11月C-2	6日(木)～9日(日)	峡北27	
11月D-2	7日(金)～10日(月)	大月11	
11月E-2	8日(土)～11日(火)	甲府30	
11月F-2	9日(日)～12日(水)	上野原13	
11月G-2	10日(月)～13日(木)	都留12	
11月A-3	11日(火)～14日(金)	富士五湖26	
11月B-3	12日(水)～15日(土)		
11月C-3	13日(木)～16日(日)	東山梨22	
11月D-3	14日(金)～17日(月)	峡南18	
11月E-3	15日(土)～18日(火)	峡北28	
11月F-3	16日(日)～19日(水)	甲府31	
11月G-3	17日(月)～20日(木)		
11月A-4	18日(火)～21日(金)	富士五湖27	
11月B-4	19日(水)～22日(土)	笛吹15	
11月C-4	20日(木)～23日(日)	東山梨23	
11月D-4	21日(金)～24日(月)	上野原14	
11月E-4	22日(土)～25日(火)	甲府32	
11月F-4	23日(日)～26日(水)	大月12	
11月G-4	24日(月)～27日(木)	峡北29	
11月A-5	25日(火)～28日(金)	南アルプス18	
11月B-5	26日(水)～29日(土)	都留13	
11月C-5	27日(木)～30日(日)	甲府33	
11月D-5	28日(金)～12月1日(月)	峡北30	
11月E-5	29日(土)～12月2日(火)	笛吹16	
11月F-5	30日(日)～12月3日(水)	峡南19	

12 月

サイクル	期間	消防本部	階級・氏名
12月G-1	1日(月)～4日(木)	富士五湖28	
12月A-2	2日(火)～5日(金)	東山梨24	
12月B-2	3日(水)～6日(土)	峡北31	
12月C-2	4日(木)～7日(日)	甲府34	
12月D-2	5日(金)～8日(月)	南アルプス19	
12月E-2	6日(土)～9日(火)	富士五湖29	
12月F-2	7日(日)～10日(水)		
12月G-2	8日(月)～11日(木)	東山梨25	
12月A-3	9日(火)～12日(金)	大月13	
12月B-3	10日(水)～13日(土)	峡南20	
12月C-3	11日(木)～14日(日)	甲府35	
12月D-3	12日(金)～15日(月)	都留14	
12月E-3	13日(土)～16日(火)	峡北32	
12月F-3	14日(日)～17日(水)	笛吹17	
12月G-3	15日(月)～18日(木)		
12月A-4	16日(火)～19日(金)	甲府36	
12月B-4	17日(水)～20日(土)	富士五湖30	
12月C-4	18日(木)～21日(日)	峡南21	
12月D-4	19日(金)～22日(月)	峡北33	
12月E-4	20日(土)～23日(火)	南アルプス20	
12月F-4	21日(日)～24日(水)	上野原15	
12月G-4	22日(月)～25日(木)	都留15	
12月A-5	23日(火)～26日(金)	甲府37	
12月B-5	24日(水)～27日(土)	富士五湖31	
12月C-5	25日(木)～28日(日)	笛吹18	
12月D-5	26日(金)～29日(月)	峡北34	
12月E-5	27日(土)～30日(火)	東山梨26	
12月F-5	28日(日)～31日(水)		
12月G-5	29日(月)～1月1日(木)		
12月A-6	30日(火)～1月2日(金)		
12月B-6	31日(水)～1月3日(土)		

1 月

サイクル	期間	消防本部	階級・氏名
1月C-1	1日(木)～4日(日)		
1月D-1	2日(金)～5日(月)		
1月E-1	3日(土)～6日(火)	上野原16	
1月F-1	4日(日)～7日(水)	峡南22	
1月G-1	5日(月)～8日(木)	大月14	
1月A-2	6日(火)～9日(金)	富士五湖32	
1月B-2	7日(水)～10日(土)	南アルプス21	
1月C-2	8日(木)～11日(日)	峡北35	
1月D-2	9日(金)～12日(月)	甲府38	
1月E-2	10日(土)～13日(火)		
1月F-2	11日(日)～14日(水)	都留16	
1月G-2	12日(月)～15日(木)	笛吹19	
1月A-3	13日(火)～16日(金)	甲府39	
1月B-3	14日(水)～17日(土)	富士五湖33	
1月C-3	15日(木)～18日(日)	峡南23	
1月D-3	16日(金)～19日(月)	南アルプス22	
1月E-3	17日(土)～20日(火)	峡北36	
1月F-3	18日(日)～21日(水)	上野原17	
1月G-3	19日(月)～22日(木)	東山梨27	
1月A-4	20日(火)～23日(金)	笛吹20	
1月B-4	21日(水)～24日(土)	甲府40	
1月C-4	22日(木)～25日(日)		
1月D-4	23日(金)～26日(月)	峡北37	
1月E-4	24日(土)～27日(火)		
1月F-4	25日(日)～28日(水)	富士五湖34	
1月G-4	26日(月)～29日(木)	笛吹21	
1月A-5	27日(火)～30日(金)		
1月B-5	28日(水)～31日(土)	峡南24	
1月C-5	29日(木)～2月1日(日)	甲府41	
1月D-5	30日(金)～2月2日(月)	都留17	
1月E-5	31日(土)～2月3日(火)	峡北38	

2 月

サイクル	期間	消防本部	階級・氏名
2月F-1	1日(日)～4日(水)	笛吹22	
2月G-1	2日(月)～5日(木)	富士五湖35	
2月A-2	3日(火)～6日(金)		
2月B-2	4日(水)～7日(土)	甲府42	
2月C-2	5日(木)～8日(日)	東山梨28	
2月D-2	6日(金)～9日(月)	峡北39	
2月E-2	7日(土)～10日(火)	峡南25	
2月F-2	8日(日)～11日(水)	笛吹23	
2月G-2	9日(月)～12日(木)	富士五湖36	
2月A-3	10日(火)～13日(金)		
2月B-3	11日(水)～14日(土)	甲府43	
2月C-3	12日(木)～15日(日)	東山梨29	
2月D-3	13日(金)～16日(月)	大月15	
2月E-3	14日(土)～17日(火)	峡南26	
2月F-3	15日(日)～18日(水)	峡北40	
2月G-3	16日(月)～19日(木)	富士五湖37	
2月A-4	17日(火)～20日(金)	都留18	
2月B-4	18日(水)～21日(土)	南アルプス23	
2月C-4	19日(木)～22日(日)	上野原18	
2月D-4	20日(金)～23日(月)	富士五湖38	
2月E-4	21日(土)～24日(火)	笛吹24	
2月F-4	22日(日)～25日(水)	甲府44	
2月G-4	23日(月)～26日(木)	峡南27	
2月A-5	24日(火)～27日(金)	南アルプス24	
2月B-5	25日(水)～28日(土)	峡北41	
2月C-5	26日(木)～3月1日(日)	都留19	
2月D-5	27日(金)～3月2日(月)	東山梨30	
2月E-5	28日(土)～3月3日(火)		

3 月

サイクル	期間	消防本部	階級・氏名
3月F-1	1日(日)～4日(水)	上野原19	
3月G-1	2日(月)～5日(木)	笛吹25	
3月A-2	3日(火)～6日(金)	富士五湖39	
3月B-2	4日(水)～7日(土)	甲府45	
3月C-2	5日(木)～8日(日)	南アルプス25	
3月D-2	6日(金)～9日(月)		
3月E-2	7日(土)～10日(火)	東山梨31	
3月F-2	8日(日)～11日(水)	大月16	
3月G-2	9日(月)～12日(木)	峡北42	
3月A-3	10日(火)～13日(金)	峡南28	
3月B-3	11日(水)～14日(土)	都留20	
3月C-3	12日(木)～15日(日)	甲府46	
3月D-3	13日(金)～16日(月)	上野原20	
3月E-3	14日(土)～17日(火)	南アルプス26	
3月F-3	15日(日)～18日(水)	富士五湖40	
3月G-3	16日(月)～19日(木)	大月17	
3月A-4	17日(火)～20日(金)		
3月B-4	18日(水)～21日(土)	東山梨32	
3月C-4	19日(木)～22日(日)	甲府47	
3月D-4	20日(金)～23日(月)	笛吹26	
3月E-4	21日(土)～24日(火)	峡北43	
3月F-4	22日(日)～25日(水)	東山梨33	
3月G-4	23日(月)～26日(木)		
3月A-5	24日(火)～27日(金)	上野原21	
3月B-5	25日(水)～28日(土)	富士五湖41	
3月C-5	26日(木)～29日(日)		
3月D-5	27日(金)～30日(月)	都留21	
3月E-5	28日(土)～31日(火)	南アルプス27	

② 令和7年度 救急救命士就業前病院実習予定表(案)

	(R6年度) 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	(R8年度) 4月	(R8年度) 5月
甲府地区															
都留市															
富士五湖															
大月市															
峡北															
笛吹市															
峡南															
東山梨															
上野原市															
南アルプス															
		3	4	4	5	5	5	4	4	4	5	5	5	1	0

甲府地区消防本部	実習 2名	3月試験 2名	笛吹消防本部	実習 1名	3月試験 1名
都留市消防本部	実習 3名	3月試験 1名	峡南消防本部	実習 2名	3月試験 1名
富士五湖消防本部	実習 2名	3月試験 2名	東山梨消防本部	実習 2名	3月試験 1名
大月消防本部	実習 1名	3月試験 1名	上野原市消防本部	実習 2名	3月試験 1名
峡北消防本部	実習 1名	3月試験 1名	南アルプス市消防本部	実習 2名	3月試験 2名
			消防本部 合計	実習 18名	3月試験 13名

※実習期間の色の内訳

- :ドクターカー運転可能
- :ドクターカー運転不可能

③-1 山梨大学医学部附属病院気管挿管病院実習日程表(案)

山梨大学医学部附属病院

開始日程(予定)	消 防 本 部 名	実習区分	備 考
令和7年4月～	前年度実習予定者		
令和7年5月～	前年度実習予定者		
令和7年6月～	前年度実習予定者		
令和7年7月～	前年度実習予定者		
令和7年8月～	前年度実習予定者		
令和7年9月～	前年度実習予定者		
令和7年10月～	笛吹市消防本部		
令和7年11月～	峡南消防本部		
令和7年12月～	東山梨消防本部		
令和7年1月～	上野原市消防本部		
令和7年2月～	南アルプス市消防本部		
令和7年3月～	都留市消防本部		
令和7年度予備1	富士五湖消防本部		欠員補充リスト1
令和7年度予備2	大月市消防本部		欠員補充リスト2
令和7年度予備3	東山梨消防本部		欠員補充リスト3

〔留意事項〕

1. 開始日程は、現状での予定であり、変更を伴います。
2. 割振られた日程で実習生を派遣できない場合には、次月予定本部が実施する。(交換は不可)
3. 原則として、開始日の2週間前(遅くとも10日前)までに、申請書類を提出してください。
4. 身分証明書用写真は、データで送付いただくか、開始日の1週間前までに撮影に来ていただきます。
撮影日時は別途連絡します。(本院でデータが残っている場合はそのデータを使用します)
5. 各消防本部の気管挿管実習枠は35症例までとします。

③－2 山梨大学医学部附属病院気管挿管実習推薦書類について(案)

	3月			4月			5月			6月			7月			8月			9月		
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
A消防本部	書類提出						病院実習														
B消防本部	実習生決定	書類提出						病院実習													
C消防本部				実習生決定	書類提出								病院実習								
D消防本部							実習生決定	書類提出								病院実習					

病院実習の手続を円滑に進めるため上記に基づき推薦書類の準備をお願いします。

病院実習を行っている消防本部が交代した時点で消防保安課から10消防本部へ連絡します。

※上記の例では5月1日に「A消防本部が病院実習を開始しました。C消防本部は5/20までに書類提出
D消防本部は実習生の選定を行ってください。」

③－3 令和7年度山梨大学医学部附属病院気管挿管実習
欠員補充リスト(案)

毎年度、各消防本部の日程が終了した際に、補充に入る消防本部の順序とする。

前年度中に、各消防本部の充足率(実働隊員)を求め、次年度の優先順位を決定する。

	消防本部名	救急救命士 実働隊員数	気管挿管認定 救命士数 (実働隊員)	気管挿管充足率 (実働隊員)	備考
1	富士五湖消防本部	35人	10人	29%	
2	大月市消防本部	18人	6人	33%	
3	東山梨消防本部	33人	13人	39%	
4	甲府地区消防本部	47人	19人	40%	
4	峡北消防本部	40人	16人	40%	
6	峡南消防本部	25人	12人	48%	
7	都留市消防本部	21人	12人	57%	
8	上野原市消防本部	21人	13人	62%	
9	笛吹市消防本部	22人	14人	64%	
10	南アルプス市消防本部	23人	15人	65%	

③－4 山梨大学医学部附属病院以外での気管挿管病院実習(案)

1 山梨県立中央病院

消 防 本 部 名	備 考
甲府地区消防本部	1名

2 市立甲府病院

消 防 本 部 名	備 考
	実習予定なし

3 上野原市立病院

消 防 本 部 名	備 考
	実習予定なし

■ 気管挿管病院実習計画（35症例）【案】①

資料 1 - 8

① 実習生推薦

【現在の推薦書類提出スケジュール】

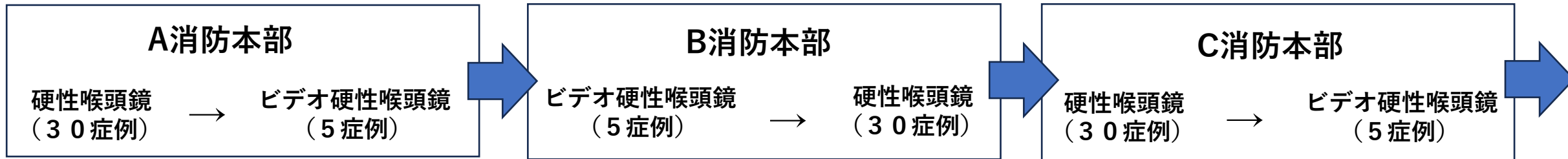
	3月			4月			5月			6月			7月			8月			9月		
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
A消防本部	書類提出						病院実習														
B消防本部	実習生決定	書類提出								病院実習											
C消防本部				実習生決定	書類提出								病院実習								
D消防本部							実習生決定	書類提出								病院実習					

【事務処理の流れ（1枠で硬性喉頭鏡及びビデオ硬性喉頭鏡認定者を養成する場合）】

- ① 消防本部は、硬性喉頭鏡及びビデオ硬性喉頭鏡認定者を養成する場合は、該当する実習者を2名選定する。
- ② 「硬性喉頭鏡を用いた気管挿管病院実習推薦書」及び「ビデオ硬性挿管用喉頭鏡を用いた気管挿管病院実習推薦書」をそれぞれ作成し、山梨県メディカルコントロール協議会事務局に報告する。
- ③ 山梨県メディカルコントロール協議会事務局は、消防保安課内で決裁後、それぞれの「病院実習推薦書」を山梨県メディカルコントロール協議会長名で消防本部に返却。
- ④ 消防本部は、2名分の受託申請を各医療機関に提出する。

② 実習方法

【挿管実習サイクル】



- ◎ 他本部との引継時は、より引継ぎを受ける者が実習のイメージを掴みやすいように交互に実習内容を変更していく。
- ◎ 消防本部内の引継ぎは、実習者同士で実習前から連絡を取り合い、確実な引継ぎを行う。
- ◎ 消防本部の実情によって、35 症例内でビデオ硬性喉頭鏡のみ（最大 7 人まで養成可能）、又は硬性喉頭鏡のみ（30 症例）も選択可。
（1 人の実習生が硬性喉頭鏡からビデオ硬性喉頭鏡と続けての実習については、事務処理の簡略化の様子等により改めて審議する。）

③ その他確認事項

① 【施行日について】

事務局では令和 7 年 4 月からを想定（令和 7 年の 4 月に実施する実習者から上記【案】を施行する）⇒合意を得た

② 【医療機関の対応について】

山梨大学医学部附属病院、県立中央病院で上記サイクルでの実習が可能であるのか。⇒2つの医療機関で合意を得た

③ 【予算について】

令和 7 年 4 月の施行で、消防本部でもう 1 名の実習予算を確保できるのか。⇒各消防本部から予算確保可能との回答を得た

令和7年度 事後検証費用 計算書

区 分	山梨大学医学部附属病院				山梨県立中央病院				負担額合計
	R5年度 検証件数	負担比率 計算(%)	負担比率 (%) a	負担額(円) (a × 500,000)	R5年度 検証件数	負担比率 計算(%)	負担比率 (%) a	負担額(円) (a × 500,000)	
甲府地区消防本部	247	10.915	11%	55,000	453	20.018	20%	100,000	155,000
都留市消防本部	38	1.679	2%	10,000	77	3.403	3%	15,000	25,000
富士五湖消防本部	210	9.280	9%	45,000	103	4.551	5%	25,000	70,000
大月市消防本部	46	2.033	2%	10,000	64	2.828	3%	15,000	25,000
峡北消防本部	0	0.000	0%	0	287	12.682	13%	65,000	65,000
笛吹市消防本部	58	2.563	3%	15,000	123	5.435	5%	25,000	40,000
峡南消防本部	47	2.077	2%	10,000	96	4.242	4%	20,000	30,000
東山梨消防本部	90	3.977	4%	20,000	98	4.331	4%	20,000	40,000
上野原市消防本部	11	0.486	0%	0	59	2.607	3%	15,000	15,000
南アルプス市消防本部	29	1.281	1%	5,000	127	5.612	6%	30,000	35,000
合 計	776		34%	170,000	1487		66%	330,000	500,000

検証件数合計 2,263 件
総 額 500,000 円

※ 事後検証費用負担額の算出方法

- ① 各消防本部の各医療機関への負担額の総額を50万円とする。
- ② 負担額は、前々年度の検証件数の実績に基づき算出する。
- ③ 負担比率は、検証件数の総数を分母とし、医療機関ごとの検証件数を分子として求められる百分率とする。
- ④ 負担比率は、それぞれ百分率で表示した場合の小数点第1位を四捨五入する。
合計が100%とならない場合は、負担率の最も大きい本部を調整し、合計を100パーセントとする。
- ⑤ 各消防本部の各医療機関への負担額は、総額(500,000円)に負担比率を乗じて得た額とする。

事後検証数

	平成 2 9 年度	平成 3 0 年度	令和 1 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
甲府地区消防本部	943	768	625	537	650	661	700
都留市消防本部	189	155	153	126	118	139	115
富士五湖消防本部	290	297	253	230	246	359	313
大月市消防本部	195	140	140	108	148	142	110
峡北消防本部	372	304	301	278	299	285	287
笛吹市消防本部	238	183	176	187	192	192	181
峡南消防本部	200	179	182	188	156	173	143
東山梨消防本部	185	142	141	173	143	187	188
上野原市消防本部	78	85	65	60	71	64	70
南アルプス市消防本部	209	143	167	154	133	157	156
合計	2,899	2,396	2,203	2,041	2,156	2,359	2,263

外因性検証件数

	平成 2 9 年度	平成 3 0 年度	令和 1 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
甲府地区消防本部	291	234	215	171	164	160	178
都留市消防本部	102	101	78	64	47	56	44
富士五湖消防本部	113	131	116	95	81	141	133
大月市消防本部	77	62	64	45	61	59	41
峡北消防本部	117	114	108	107	113	115	109
笛吹市消防本部	106	82	81	72	76	81	56
峡南消防本部	72	92	87	84	50	75	44
東山梨消防本部	54	61	62	63	52	82	81
上野原市消防本部	20	42	21	19	27	16	26
南アルプス市消防本部	98	60	69	63	46	63	62
合計	1,050	979	901	783	717	848	774

内因性検証件数

	平成 2 9 年度	平成 3 0 年度	令和 1 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
甲府地区消防本部	652	534	410	366	486	501	522
都留市消防本部	87	54	75	62	71	83	71
富士五湖消防本部	177	166	137	135	165	218	180
大月市消防本部	118	78	76	63	87	83	69
峡北消防本部	255	190	193	171	186	170	178
笛吹市消防本部	132	101	95	115	116	111	125
峡南消防本部	128	87	95	104	106	98	99
東山梨消防本部	131	81	79	110	91	105	107
上野原市消防本部	58	43	44	41	44	48	44
南アルプス市消防本部	111	83	98	91	87	94	94
合計	1,849	1,417	1,302	1,258	1,439	1,511	1,489

C P A 件数

	平成 2 9 年度	平成 3 0 年度	令和 1 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
甲府地区消防本部	315	382	357	335	403	426	425
都留市消防本部	38	34	54	47	59	66	53
富士五湖消防本部	129	153	124	122	137	195	152
大月市消防本部	50	43	46	46	55	46	44
峡北消防本部	94	118	124	106	113	105	135
笛吹市消防本部	65	67	79	87	88	76	96
峡南消防本部	71	70	68	82	78	82	79
東山梨消防本部	65	68	83	96	82	97	89
上野原市消防本部	20	25	32	39	37	31	40
南アルプス市消防本部	70	65	84	79	76	82	86
合計	917	1,025	1,051	1,039	1,128	1,206	1,199

第 6 号（受入医療機関確保基準）新旧対照表【案】

(新)	(旧)																								
第 6 号（受入医療機関確保基準） 傷病者の受入れに関する消防機関と医療機関との間の合意を形成するための基準 その他傷病者の受入れを行う医療機関の確保に資する事項 1 消防法第 3 5 条の 5 第 2 項第 6 号に規定する傷病者の受入れに関する消防機関と医療機関との間の合意を形成するための基準 （１）分類基準、医療機関リスト、観察基準、選定基準及び伝達基準に従って、傷病者の搬送及び受入れの実施を試みてもなお、傷病者の受入れに時間がかかるケースが発生した場合には、次のとおり取り扱うこととする。 ① 搬送先医療機関が速やかに決定しない場合の設定 <table border="1"> <thead> <tr> <th>症 状</th><th>設定内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>心肺停止 中 毒 外 傷 消化管出血</td><td>○ 現場滞在時間が 30 分を超えた場合、又は照会回数が 3 回を超えた場合</td></tr> <tr> <td>重症心疾患疑い 脳卒中疑い</td><td>○ 現場滞在時間が 15 分を超えた場合、又は照会回数が 2 回を超えた場合</td></tr> <tr> <td>精神疾患 (身体合併症)</td><td>○ 「心肺停止」、「脳卒中疑い」、「重症心疾患疑い」、「外傷」、「消化管出血」、「中毒」の各症状ごとの設定内容</td></tr> <tr> <td>精神疾患 (身体合併症なし)</td><td>○ 精神科救急受診相談センターマニュアルに基づく、精神科救急受診相談センターの指示</td></tr> </tbody> </table>	症 状	設定内容	心肺停止 中 毒 外 傷 消化管出血	○ 現場滞在時間が 30 分を超えた場合、又は照会回数が 3 回を超えた場合	重症心疾患疑い 脳卒中疑い	○ 現場滞在時間が 15 分を超えた場合、又は照会回数が 2 回を超えた場合	精神疾患 (身体合併症)	○ 「心肺停止」、「脳卒中疑い」、「重症心疾患疑い」、「外傷」、「消化管出血」、「中毒」の各症状ごとの設定内容	精神疾患 (身体合併症なし)	○ 精神科救急受診相談センターマニュアルに基づく、精神科救急受診相談センターの指示	第 6 号（受入医療機関確保基準） 傷病者の受入れに関する消防機関と医療機関との間の合意を形成するための基準 その他傷病者の受入れを行う医療機関の確保に資する事項 1 消防法第 3 5 条の 5 第 2 項第 6 号に規定する傷病者の受入れに関する消防機関と医療機関との間の合意を形成するための基準 （１）分類基準、医療機関リスト、観察基準、選定基準及び伝達基準に従って、傷病者の搬送及び受入れの実施を試みてもなお、傷病者の受入れに時間がかかるケースが発生した場合には、次のとおり取り扱うこととする。 ① 搬送先医療機関が速やかに決定しない場合の設定 <table border="1"> <thead> <tr> <th>症 状</th><th>設定内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>心肺停止 中 毒</td><td>○ 現場滞在時間が 30 分を超えた場合、又は照会回数が 3 回を超えた場合</td></tr> <tr> <td>重症心疾患疑い</td><td>○ 現場滞在時間が 15 分を超えた場合、又は照会回数が 2 回を超えた場合</td></tr> <tr> <td>外 傷</td><td>○ 現場到着後、受入医療機関の選定に 30 分を超えた場合、又は照会回数が 3 回を超えた場合</td></tr> <tr> <td>消化管出血 脳卒中疑い</td><td>○ 受入医療機関の選定に 15 分を超えた場合、又は照会回数が 3 回を超えた場合</td></tr> <tr> <td>精神疾患 (身体合併症)</td><td>○ 「心肺停止」、「脳卒中疑い」、「重症心疾患疑い」、「外傷」、「消化管出血」、「中毒」の各症状ごとの設定内容</td></tr> <tr> <td>精神疾患 (身体合併症なし)</td><td>○ 精神科救急受診相談センターマニュアルに基づく、精神科救急受診相談センターの指示</td></tr> </tbody> </table>	症 状	設定内容	心肺停止 中 毒	○ 現場滞在時間が 30 分を超えた場合、又は照会回数が 3 回を超えた場合	重症心疾患疑い	○ 現場滞在時間が 15 分を超えた場合、又は照会回数が 2 回を超えた場合	外 傷	○ 現場到着後、受入医療機関の選定に 30 分を超えた場合、又は照会回数が 3 回を超えた場合	消化管出血 脳卒中疑い	○ 受入医療機関の選定に 15 分を超えた場合、又は照会回数が 3 回を超えた場合	精神疾患 (身体合併症)	○ 「心肺停止」、「脳卒中疑い」、「重症心疾患疑い」、「外傷」、「消化管出血」、「中毒」の各症状ごとの設定内容	精神疾患 (身体合併症なし)	○ 精神科救急受診相談センターマニュアルに基づく、精神科救急受診相談センターの指示
症 状	設定内容																								
心肺停止 中 毒 外 傷 消化管出血	○ 現場滞在時間が 30 分を超えた場合、又は照会回数が 3 回を超えた場合																								
重症心疾患疑い 脳卒中疑い	○ 現場滞在時間が 15 分を超えた場合、又は照会回数が 2 回を超えた場合																								
精神疾患 (身体合併症)	○ 「心肺停止」、「脳卒中疑い」、「重症心疾患疑い」、「外傷」、「消化管出血」、「中毒」の各症状ごとの設定内容																								
精神疾患 (身体合併症なし)	○ 精神科救急受診相談センターマニュアルに基づく、精神科救急受診相談センターの指示																								
症 状	設定内容																								
心肺停止 中 毒	○ 現場滞在時間が 30 分を超えた場合、又は照会回数が 3 回を超えた場合																								
重症心疾患疑い	○ 現場滞在時間が 15 分を超えた場合、又は照会回数が 2 回を超えた場合																								
外 傷	○ 現場到着後、受入医療機関の選定に 30 分を超えた場合、又は照会回数が 3 回を超えた場合																								
消化管出血 脳卒中疑い	○ 受入医療機関の選定に 15 分を超えた場合、又は照会回数が 3 回を超えた場合																								
精神疾患 (身体合併症)	○ 「心肺停止」、「脳卒中疑い」、「重症心疾患疑い」、「外傷」、「消化管出血」、「中毒」の各症状ごとの設定内容																								
精神疾患 (身体合併症なし)	○ 精神科救急受診相談センターマニュアルに基づく、精神科救急受診相談センターの指示																								

② 受入医療機関を確保する方法の設定

【共通事項】

日中は最寄りの救急医療機関等、夜間・休日は医療圏を問わず、輪番の当番病院等に受け入れを要請する。

6号基準で病院選定する場合は、必ず6号基準を医療機関に宣誓すること。

【各疾患の設定事項】

症 状	設定内容
心肺停止	(削除) ○ <u>初回心電図波形がVFor 脈なし VT 又は、低体温等の重篤な救急患者であって</u>、他の医療機関が受け入れることができないときは、原則として<u>山梨県立中央病院（高度救命救急センター）又は山梨大学医学部附属病院（救急科）</u>に受け入れを要請する。
脳卒中疑い	(削除) ○ <u>重篤な救急患者であって</u>、他の医療機関が受け入れることができないときは、原則として<u>山梨大学医学部附属病院（脳神経外科）、山梨県立中央病院（平日・昼間：脳神経外科、休日・夜間：高度救命救急センター）</u>に受け入れを要請する。
中 毒	(削除) ○ <u>重篤な救急患者であって</u>、他の医療機関が受け入れることができないときは、原則として<u>山梨県立中央病院（高度救命救急センター）又は山梨大学医学部附属病院（救急科）</u>に受け入れを要請する。
重症心疾患疑い	(削除) ○ <u>重篤な救急患者であって</u>、他の医療機関が受け入れることができないときは、原則として<u>山梨県立中央病院（平日・昼間：循環器内科、休日・夜間：高度救命救急センター）、山梨大学医学部附属病院（循環器内科→【第二内科】）、甲府城南病院（「重症心疾患疑い受け入れ専用番号に電話して依頼する」）、甲府共立病院（循環器集中治療室もしくは救急外来）</u>に受け入れを要請する。

② 受入医療機関を確保する方法の設定

症 状	設定内容
心肺停止	○ 速やかに救命措置が必要な患者は、日中は最寄りの救急医療機関等、夜間・休日は当該地域の輪番の当番病院等に受け入れを要請する。 ○ 初回心電図波形がVFor 脈なし VT 又は、低体温等の重篤な救急患者であって、他の医療機関が受け入れることができないときは、原則として山梨県立中央病院（高度救命救急センター）又は山梨大学医学部附属病院（救急部）に受け入れを要請する。
脳卒中疑い	○ 速やかに救命措置が必要な患者は、日中は最寄りの救急医療機関等、夜間・休日は医療圏を問わず、輪番の当番病院等に受け入れを要請する。 ○ 重篤な救急患者であって、他の医療機関が受け入れることができないときは、原則として山梨大学医学部附属病院（脳神経外科）、山梨県立中央病院（平日・昼間：脳神経外科、休日・夜間：高度救命救急センター）に受け入れを要請する。
中 毒	○ 速やかに救命措置が必要な患者は、日中は最寄りの救急医療機関等、夜間・休日は医療圏を問わず、輪番の当番病院等に受け入れを要請する。 ○ 重篤な救急患者であって、他の医療機関が受け入れることができないときは、原則として山梨県立中央病院（高度救命救急センター）又は山梨大学医学部附属病院（救急部）に受け入れを要請する。

外 傷	(削除) ○ <u>重篤な救急患者であって</u>、他の医療機関が受け入れることができないときは、原則として<u>山梨県立中央病院（高度救命救急センター）</u>又は<u>山梨大学医学部附属病院（救急科）</u>に受け入れを要請する。
消化管出血	(削除) ○ <u>重篤な救急患者であって</u>、他の医療機関が受け入れることができないときは、<u>輪番当番（消化管出血対応医療機関を優先）</u>を原則とする。 ○ <u>山梨県立中央病院</u>（平日・昼間：「消化器内科外来初診担当医に繋いでほしいと交換に伝える。」、休日・夜間：高度救命救急センター）、<u>山梨大学医学部附属病院</u>（「救急科から消化器内科へ連絡してもらう。」）、<u>甲府共立病院</u>（1階救急外来）、<u>市立甲府病院</u>（救急外来）、<u>山梨病院</u>（消化器内科外来初診担当医に繋いでほしいと交換に伝える）とで協議した後に受け入れを要請する。 ○ 最終的に上記5病院に連絡しても搬送先が決定しない場合もしくは、病院選定時間が30分を超えた場合は<u>山梨県立中央病院高度救命救急センター</u>もしくは、<u>山梨大学医学部附属病院（消化器内科、救急科）</u>に受け入れを要請する。
精神疾患 （身体合併症）	○ 分類基準に定める「心肺停止」、「脳卒中疑い」、「重症心疾患疑い」、「外傷」、「消化管出血」、「中毒」の各症状における設定内容に基づき受入を要請する。
精神疾患 （身体合併症なし）	○ <u>精神科救急受診相談センター</u> の指示による。

※ 1 別紙参照

2 消防法第35条の5第2項第6号に規定するその他傷病者の受入れを行う医療機関の確保に資する事項

○ 受入医療機関に関する輪番制等の運用に関する基準

消防法第35条の5第2項第2号に規定する分類基準に基づく医療機関リストの医療機関を活用するとともに、現在、運用されている輪番制の医療機関等を考慮し、傷病者の受入れを行う医療機関を確保する。

症 状	設定内容
重症心疾患疑い	○ 速やかに救命措置が必要な患者は、日中は最寄りの救急医療機関等、夜間・休日は輪番の当番病院等に受け入れを要請する。 ○ 重篤な救急患者であって、他の医療機関が受け入れることができないときは、原則として山梨県立中央病院（平日・昼間：循環器内科、休日・夜間：高度救命救急センター）、山梨大学医学部附属病院（循環器内科・【第二内科】）、甲府城南病院（「重症心疾患疑い受け入れ専用番号に電話して依頼する」）、甲府共立病院（循環器集中治療室もしくは救急外来）に受け入れを要請する。
外 傷	○ 速やかに救命措置が必要な患者は、日中は最寄りの救急医療機関等、夜間・休日は当該地域の輪番の当番病院等に受け入れを要請する。 ○ 重篤な救急患者であって、他の医療機関が受け入れることができないときは、原則として山梨県立中央病院（高度救命救急センター）又は山梨大学医学部附属病院（救急部）に受け入れを要請する。
消化管出血	○ 速やかに救命措置が必要な患者は、日中は最寄りの救急医療機関等、夜間・休日は医療圏を問わず、輪番の当番病院等（消化管出血対応医療機関を優先）に受け入れを要請する。 ○ 重篤な救急患者であって、他の医療機関が受け入れることができないときは、輪番当番（消化管出血対応医療機関を優先）を原則とする、山梨県立中央病院（平日・昼間：「消化器内科外来初診担当医に繋いでほしいと交換に伝える。」、休日・夜間：高度救命救急センター）、山梨大学医学部附属病院（「救急部から消化器内科へ連絡してもらう。」）、甲府共立病院（1階救急外来）、市立甲府病院（救急外来）、山梨病院（消化器内科外来初診担当医に繋いでほしいと交換に伝える）とで協議した後に受け入れを要請する。最終的に上記5病院に連絡しても搬送先が決定しない場合もしくは、病院選定時間が30分を超えた場合は山梨県立中央病院高度救命救急センターもしくは、山梨大学医学部附属病院（消化器内科、救急部）に受け入れを要請する。

精神疾患 (身体合併症)	○ 分類基準に定める「心肺停止」、「脳卒中疑い」、「重症心疾患疑い」、「外傷」、「消化管出血」、「中毒」の各症状における設定内容に基づき受入を要請する。
精神疾患 (身体合併症なし)	○ 精神科救急受診相談センターの指示による。

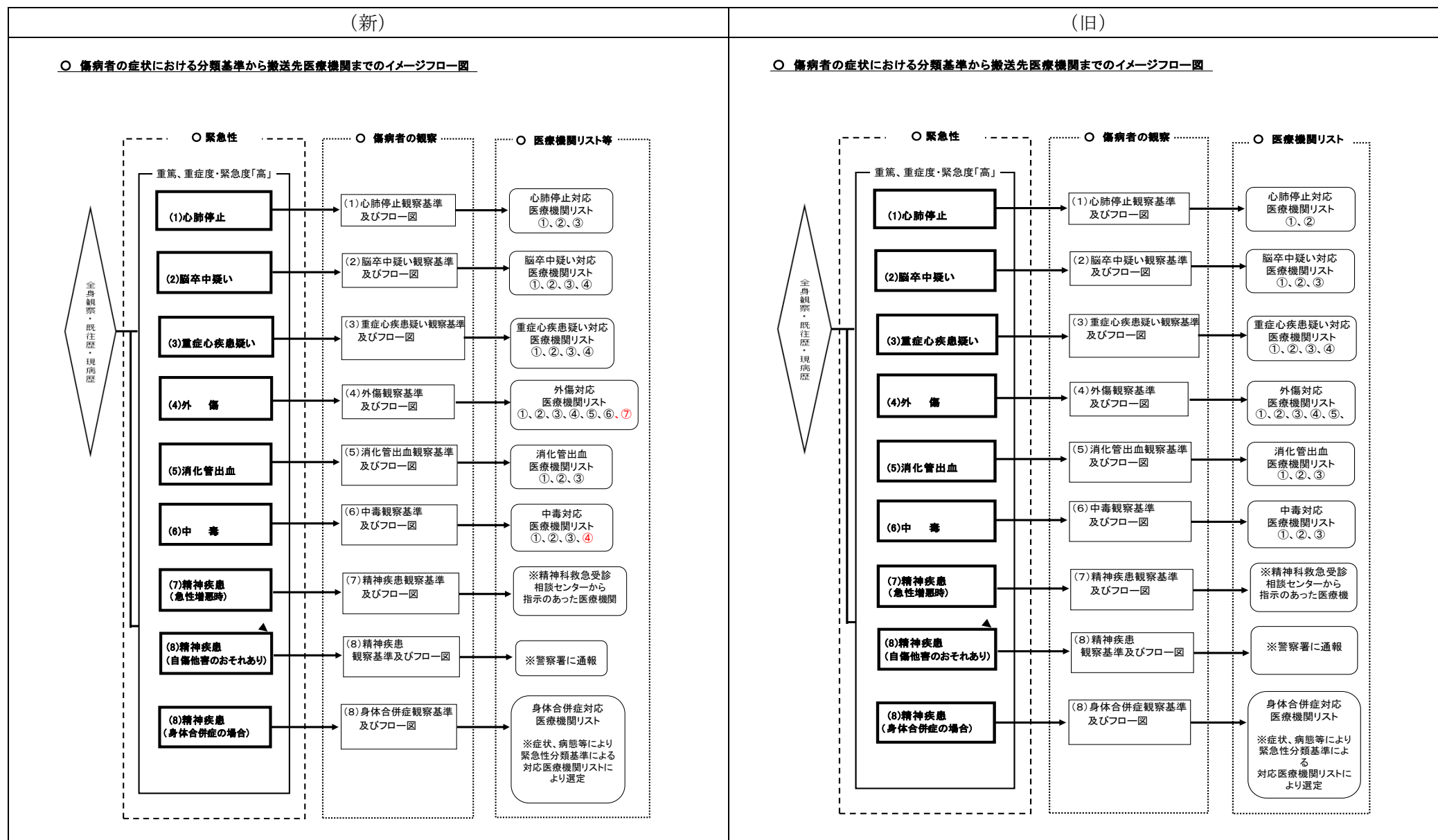
※ 1 別紙参照

2 消防法第 35 条の 5 第 2 項第 6 号に規定するその他傷病者の受入れを行う医療機関の確保に資する事項

(1) 受入医療機関に関する輪番制等の運用に関する基準

消防法第 35 条の 5 第 2 項第 2 号に規定する分類基準に基づく医療機関リストの医療機関を活用するとともに、現在、運用されている輪番制の医療機関等を考慮し、傷病者の受入れを行う医療機関を確保する。

第 1 号（分類基準）及び第 2 号（医療機関リスト） 新旧対照表【案】



第 2 号（医療機関リスト）

分類基準に基づき分類された医療機関の区分及び当該区分に該当する医療機関の名称

- 1 消防法第 3 5 条の 5 第 2 項第 1 号に規定する分類基準に基づき分類された医療機関の区分及び当該区分に該当する医療機関（傷病者への初期治療を提供することのできる医療機関を含む。）の名称を別添医療機関リストのとおりとする。
- 2 医療機関リストに掲載されている医療機関については、救急隊が消防法第 3 5 条の 5 第 4 号に規定する選定基準により傷病者の受入れを照会することのできる医療機関として整理したものである。
- 3 医療機関リストに掲載されている医療機関は、消防法第 3 5 条の 7 第 2 項に規定されているとおり、傷病者の受入れに当たっては、救急隊からの受入依頼に応じるよう努めるものとするが、その時の各医療機関における諸事情等により傷病者を受け入れることができない場合がある。

傷病者の状況			担当する医療機関	医療機関リスト
緊 急 性	重 篤	心肺停止	心肺停止対応医療機関	①、②、③
	重症度・緊急度「高」	脳卒中疑い	脳卒中疑い対応医療機関	①、②、③、④
		重症心疾患疑い	重症心疾患疑い対応医療機関	①、②、③、④
		外傷	外傷対応医療機関	①、②、③、④ ⑤、⑥、⑦
		消化管出血	消化管出血対応医療機関	①、②、③
		中毒	中毒対応医療機関	①、②、③、④

第 2 号（医療機関リスト）

分類基準に基づき分類された医療機関の区分及び当該区分に該当する医療機関の名称

- 1 消防法第 3 5 条の 5 第 2 項第 1 号に規定する分類基準に基づき分類された医療機関の区分及び当該区分に該当する医療機関（傷病者への初期治療を提供することのできる医療機関を含む。）の名称を別添医療機関リストのとおりとする。
- 2 医療機関リストに掲載されている医療機関については、救急隊が消防法第 3 5 条の 5 第 4 号に規定する選定基準により傷病者の受入れを照会することのできる医療機関として整理したものである。
- 3 医療機関リストに掲載されている医療機関は、消防法第 3 5 条の 7 第 2 項に規定されているとおり、傷病者の受入れに当たっては、救急隊からの受入依頼に応じるよう努めるものとするが、その時の各医療機関における諸事情等により傷病者を受け入れることができない場合がある。

傷病者の状況			担当する医療機関	医療機関リスト
緊 急 性	重 篤	心肺停止	心肺停止対応医療機関	①、②
	重症度・緊急度「高」	脳卒中疑い	脳卒中疑い対応医療機関	①、②、③、④
		重症心疾患疑い	重症心疾患疑い対応医療機関	①、②、③、④
		外傷	外傷対応医療機関	①、②、③、④ ⑤、⑥
		消化管出血	消化管出血対応医療機関	①、②、③
		中毒	中毒対応医療機関	①、②、③

心肺停止対応医療機関リスト
『対応条件』

- ① 心肺蘇生及び神経学的改善のための集中治療対応が可能な医療機関
② 心肺蘇生対応が可能な医療機関
(心拍再開後の集中治療の対応は不可能であるが、二次救命処置は実施可能な医療機関)
③ 小児心肺蘇生対応が可能な医療機関 ※2

地域	医療機関名	対応条件		
		①	②	③
中北	国立病院機構甲府病院		○	○
	山梨県立中央病院	○	○	○
	市立甲府病院		○	○
	山梨病院		○	
	甲府共立病院		○	
	三枝病院		○	
	山梨大学医学部附属病院	○	○	○
	巨摩共立病院		○	
	白根徳州会病院	○	○	
	宮川病院		○	
	武川診療所		○	
	韮崎市立病院		○	
	塩川病院		○	
	甲陽病院		○	
峡東	塩山市民病院		○	
	山梨厚生病院	○	○	○
	加納岩総合病院		○	
	一宮温泉病院		○	
	石和共立病院		○	
	笛吹中央病院		○	
	山梨市立牧丘病院		○	
	富士温泉病院		○	
峡南	飯富病院		○	
	身延山病院		○	
	富士川病院		○	
	峡南病院		○	
富士・東部	富士吉田市立病院		○	○
	山梨赤十字病院		○	○
	大月市立中央病院		○	
	上野原市立病院		○	
	都留市立病院		○	○
	ツル虎ノ門外科リハビリテーション病院		○	
	東桂メディカルクリニック		○	
	道志村国民健康保険診療所		○	○

○県外の医療機関に搬送する場合は、搬送先医療機関のある都県の実施基準によるものとする。

※1 各医療機関において、曜日や時間帯、その他諸事情によっては対応ができないことがある。

※2

【小児の神経学的改善のための集中治療対応が可能な医療機関】
1、ファーストコールは山梨大学医学部附属病院(救急科ホットライン)。
2、ただし、県立中央病院のかかりつけ(在宅医療等)又は重症外傷は高度救命救急センター。
3、ドクターカー及びドクターヘリは要請基準に合致してれば要請。
4、中北地域以外の地域では上記の③の医療機関の直近に受け入れを依頼する。

心肺停止対応医療機関リスト
『対応条件』

- ① 成人心肺蘇生及び神経学的改善のための集中治療対応が可能な医療機関
② 心肺蘇生対応が可能な医療機関
③ 小児心肺蘇生対応が可能な医療機関 ※2

地域	医療機関名	対応条件		
		①	②	③
中北	国立病院機構甲府病院		○	○
	山梨県立中央病院	○	○	○
	市立甲府病院		○	○
	山梨病院		○	
	甲府共立病院		○	
	三枝病院		○	
	山梨大学医学部附属病院	○	○	○
	巨摩共立病院		○	
	白根徳州会病院		○	
	武川病院		○	
	宮川病院		○	
	北原内科クリニック		○	○
	韮崎市立病院		○	○
	塩川病院		○	
	甲陽病院		○	
	塩山市民病院		○	
峡東	山梨厚生病院		○	○
	加納岩総合病院		○	
	甲州市立勝沼病院		○	
	一宮温泉病院		○	
	石和共立病院		○	
	笛吹中央病院		○	
	山梨市立牧丘病院		○	
	富士温泉病院		○	
	長坂クリニック		○	○
	飯富病院		○	
峡南	身延山病院		○	
	富士川病院		○	
	峡南病院		○	
	富士吉田市立病院		○	○
富士・東部	山梨赤十字病院		○	○
	大月市立中央病院		○	
	上野原市立病院		○	
	都留市立病院		○	○

○県外の医療機関に搬送する場合は、搬送先医療機関のある都県の実施基準によるものとする。

※1 各医療機関において、曜日や時間帯、その他諸事情によっては対応ができないことがある。

※2

【小児の神経学的改善のための集中治療対応が可能な医療機関】
1、ファーストコールは山梨大学医学部附属病院(救急科ホットライン)。
2、ただし、県立中央病院のかかりつけ(在宅医療等)又は重症外傷は高度救命救急センター。
3、ドクターカー及びドクターヘリは要請基準に合致してれば要請。
4、中北地域以外の地域では上記の③の医療機関の直近に受け入れを依頼す

脳卒中疑い対応医療機関リスト

『対応条件』

① 血栓回収療法対応が可能な医療機関

② t-PA治療対応が可能な医療機関

③ 脳外科診療対応が可能な医療機関

(脳卒中に対して、外科的手術が可能な医療機関)

④ 脳卒中診療対応が可能な医療機関

(①、②、③以外の脳疾患が対応可能な医療機関【例:t-PA治療適応外の脳梗塞、てんかん、髄膜炎、脳炎、その他の脳疾患等】)

地域	医療機関名	対応条件			
		①	②	③	④
中北	山梨大学医学部附属病院	○	○	○	○
	山梨県立中央病院	○	○	○	○
	市立甲府病院		○	○	○
	山梨病院				○
	甲府脳神経外科病院	○	○	○	○
	甲府城南病院	○	○	○	○
	甲府共立病院				○
	白根徳州会病院	○	○	○	○
	巨摩共立病院(④髄膜炎、脳炎は対応できない)				○
	塩川病院				○
	甲陽病院				○
	たなか脳神経クリニック				○
	秋山脳外科				○
峡東	塩山市民病院				○
	山梨厚生病院	○	○	○	○
	石和共立病院				○
	笛吹中央病院(②脳外科・神経内科勤務時のみ可)		○		○
	富士温泉病院				○
峡南	飯富病院				○
	身延山病院				○
富士・東部	富士吉田市立病院	○	○	○	○
	山梨赤十字病院	●	○	○	○
	大月市立中央病院				○
	上野原市立病院	○	○	○	○
	都留市立病院				○
	東桂メディカルクリニック				○
	ささき頭痛・脳神経クリニック				○

○県外の医療機関に搬送する場合は、搬送先医療機関のある都県の実施基準によるものとする。

※ 各医療機関において、曜日や時間帯、その他諸事情によっては対応ができないことがある。

脳卒中疑い対応医療機関リスト

『対応条件』

① 血栓回収療法対応が可能な医療機関

② t-PA治療対応が可能な医療機関

③ 脳外科診療対応が可能な医療機関

④ 脳卒中診療対応が可能な医療機関

地域	医療機関名	対応条件			
		①	②	③	④
中北	山梨大学医学部附属病院	○	○	○	○
	国立病院機構甲府病院				○
	山梨県立中央病院	○	○	○	○
	市立甲府病院		○	○	○
	山梨病院				○
	甲府脳神経外科病院	○	○	○	○
	甲府城南病院		○	○	○
	白根徳州会病院	○	○	○	○
	巨摩共立病院				○
	三枝病院				○
	葦崎市立病院			○	○
	塩川病院				○
	甲陽病院				○
峡東	塩山市民病院				○
	山梨厚生病院	○	○	○	○
	加納岩総合病院		○	○	○
	石和共立病院				○
	笛吹中央病院(②脳外科・神経内科勤務時のみ可)		○	○	○
峡南	富士温泉病院				○
	飯富病院				○
	身延山病院				○
富士・東部	峡南病院				○
	富士吉田市立病院	○	○	○	○
	山梨赤十字病院		○	○	○
	大月市立中央病院				○
	上野原市立病院	○	○	○	○
	都留市立病院			○	○
	東桂メディカルクリニック				○
	ささき頭痛・脳神経クリニック			○	○

○県外の医療機関に搬送する場合は、搬送先医療機関のある都県の実施基準によるものとする。

※ 各医療機関において、曜日や時間帯、その他諸事情によっては対応ができないことがある。

重症心疾患疑い対応医療機関リスト

『対応条件』

- ① 急性心筋梗塞の治療可能な医療機関
 ② 急性重症心不全の治療可能な医療機関
 ③ 重症不整脈の治療可能な医療機関
 ④ 急性大動脈解離の治療可能な医療機関

※「●」…初期治療

地域	医療機関名	対応条件			
		①	②	③	④
中北	山梨県立中央病院	○	○	○	○
	市立甲府病院	○	○	○	○
	山梨病院		○	○	
	甲府共立病院	○	○	○	
	甲府城南病院	○	○	○	
	山梨大学医学部附属病院	○	○	○	○
	巨摩共立病院		○		
	白根徳洲会病院		○		
	山梨厚生病院	○	○	○	○
	加納岩総合病院		○	○	
峡東	富士温泉病院		○		
	富士吉田市立病院	○	○	○	○
	山梨赤十字病院	○	○	○	○
富士・東部	大月市立中央病院		○	○	
	上野原市立病院		○		
	都留市立病院(③初期治療が可能)		○	●	
	東桂メディカルクリニック		○		

○県外の医療機関に搬送する場合は、搬送先医療機関のある都県の実施基準によるものとする。

※ 各医療機関において、曜日や時間帯、その他諸事情によっては対応ができないことがある。

重症心疾患疑い対応医療機関リスト

『対応条件』

- ①急性心筋梗塞の治療可能な医療機関
 ②急性重症心不全の治療可能な医療機関
 ③重症不整脈に対応できる医療機関
 ④急性大動脈解離に対応できる医療機関

地域	医療機関名	対応条件			
		①	②	③	④
中北	山梨県立中央病院	○	○	○	○
	市立甲府病院	○	○	○	○
	山梨病院		○	○	
	甲府共立病院	○	○	○	
	甲府城南病院	○	○	○	
	三枝病院		○		
	山梨大学医学部附属病院	○	○	○	○
	巨摩共立病院		○	○	○
	韮崎市立病院		○	○	
	塩川病院		○		
峡東	山梨厚生病院	○	○	○	○
	加納岩総合病院		○	○	
	富士温泉病院		○		
峡南	峡南病院			○	
富士・東部	富士吉田市立病院	○	○	○	○
	山梨赤十字病院	○	○	○	○
	大月市立中央病院		○	○	○
	上野原市立病院		○	○	
	都留市立病院		○	○	○

○県外の医療機関に搬送する場合は、搬送先医療機関のある都県の実施基準によるものとする。

※ 各医療機関において、曜日や時間帯、その他諸事情によっては対応ができないことがある。

外傷対応医療機関リスト

『対応条件』

- ① JPTECでロード＆ゴー（二次救急医療機関）
 ② 意識レベル(JOS)2桁（頭部外傷診療可能施設）
 ③ 意識レベル(JOS)1桁（頭部外傷診療可能施設）
 ④ 開放骨折
 ⑤ 開放骨折以外
 ⑥ 切断
 ⑦ 切断指の再接着が可能な医療機関
 ⑧ 青腫損傷
 （入院治療が可能な医療機関）

『ロード＆ゴー』＝生命の危険の可能性が少しでも疑われる傷病者への対応方針
 ・救命救急センターへ搬送することを原則とする。
 ・ただし、直近の2次医療機関へ搬送する場合は、指示医師（救命センター・医大救急部）の
 指導助言を受けることとする。

（開放骨折以外の入院治療が可能な医療機関【例：脊椎骨折、大腿骨頭部骨折等】）

※「●」…初期治療

地域	医療機関名	対応条件						
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
中北	国立病院機構甲府病院				○	○	○	
	山梨県立中央病院	○	○	○	○	○	○	○
	市立甲府病院	○	○	○	○	○	○	○
	山梨病院			○	○	○		
	甲府共立病院			○	○	○		
	甲府脳神経外科病院		○	○				
	甲府城南病院		○	○				
	貢川整形外科病院					○		
	三枝病院					○		
	山梨大学医学部附属病院	○	○	○	○	○		○
	白根徳州会病院	○	○	○	○			
	東甲府医院						○	
	青沼整形外科			○	○	○		○
	韮崎市立病院	○			○	○		
	塩川病院			○	○	○		
	甲陽病院			○	○	○		
	たなか脳神経クリニック			○				
	秋山脳外科		○	○				
峡東	塩山市民病院					○		
	山梨厚生病院	○	○	○		○		
	加納岩総合病院	○		○	○	○		
	山梨市立牧丘病院			○				
	一宮温泉病院			○		○		
	石和共立病院			○				
	笛吹中央病院			○		○	○	
	富士温泉病院			○		○		
峡南	飯富病院	○		○				
	身延山病院			○		○		
	富士川病院				○	○	○	○
富士・東部	富士吉田市立病院	○	○	○	○	○		○
	山梨赤十字病院	●	○	○	●	○		●
	大月市立中央病院	○	○	○		○		
	上野原市立病院	○	○	○	○	○		
	都留市立病院	○	○	○				○
	ツル虎ノ門外科リハビリテーション病院	○			○	○		
	東桂メディカルクリニック			○				
	道志村国民健康保険診療所（①初期診療が可能）	●						

○県外の医療機関に搬送する場合は、搬送先医療機関のある都県の実施基準によるものとする。

※ 各医療機関において、曜日や時間帯、その他諸事情によっては対応ができないことがある。

外傷対応医療機関リスト

『対応条件』

- ① JPTECでロード＆ゴー（二次救急医療機関）
 ② 意識レベル(JOS)2桁（頭部外傷診療可能施設）
 ③ 意識レベル(JOS)1桁（頭部外傷診療可能施設）
 ④ 骨折（整形外科診療可能施設）（開放骨折、脊椎骨折、）
 ⑤ 切断（整形外科診療可能施設）
 ⑥ 青腫損傷（整形外科診療可能施設）

『ロード＆ゴー』＝生命の危険の可能性が少しでも疑われる傷病者への対応方針
 救命救急センターへ搬送することを原則とする。
 ただし、直近の2次医療機関へ搬送する場合は、指示医師（救命センター・医大救急部）の指導助言を受けることとする。

地域	医療機関名	対応条件					
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
中北	〔救急告示医療機関〕						
	国立病院機構甲府病院			○	○		
	山梨県立中央病院	○	○	○	○	○	○
	市立甲府病院	○	○	○	○	○	○
	山梨病院			○	○		
	甲府共立病院			○	○		
	甲府脳神経外科病院	○	○	○			
	甲府城南病院		○	○			
	武川病院				○		
	三枝病院			○			
	山梨大学医学部附属病院	○	○	○	○	○	○
	巨摩共立病院			○	○		
	白根徳州会病院	○	○	○	○	○	
	今井整形外科医院				○	○	○
	節本外科整形外科医院				○	○	
	太田整形外科医院（⑤初期治療のみ可。指趾断端形成に限る）				○	○	
	青沼整形外科			○	○	○	
	〔病院、診療所〕						
	宮川病院				○		
	赤岡整形外科医院				○		
	須貝整形外科医院				○		
	堀内整形外科医院				○		
	山田整形外科リハビリテーションクリニック				○		
	塚原整形外科医院				○		
	松澤整形外科				○		
	笹本整形外科				○		
	向山クリニック				○		
	ひはら整形外科				○		
	けやき通り整形外科				○		
	原整形外科医院				○	○	
	藤原整形外科				○		
	東甲府医院				○	○	
	井出整形外科医院				○		
	ひのほら整形外科ペインクリニック				○		
中北	中村外科医院				○		
	望月整形クリニック				○		
	響が丘整形外科				○		
	いいの整形外科				○		
	芦沢整形外科医院				○	○	
	大房整形外科眼科医院				○		
	志鎌整形外科医院				○		
	ひかりの里クリニック				○		
	小富山外科医院				○		
	飯村医院				○		
	もちづき整形外科リハビリクリニック				○		
	吉川外科整形外科医院				○		
	横山整形外科医院				○		
	木下整形外科クリニック				○		
	さとう整形外科				○		
	こうの整形外科				○		
	ことぶき整形外科				○		
	竜王ペインクリニック				○		
	いやま整形外科クリニック				○		
	〔救急告示医療機関〕						
	韮崎市立病院	○	○	○	○		
	塩川病院	○		○	○	○	○
	甲陽病院		○	○	○	○	
	〔診療所〕						
	葉袋整形外科医院				○		
	ますやま整形外科クリニック				○		
	野口外科胃腸科				○		
	吉田医院				○		
	きつかわ整形外科クリニック				○		

峡東	(救急告示医療機関)						
	塩山市民病院			○	○		
	山梨厚生病院	○	○	○	○		
	加納岩総合病院	○	○	○	○		
	山梨市立牧丘病院			○			
	甲州市立勝沼病院				○		
	一宮温泉病院			○	○	○	
	石和共立病院			○			
	笛吹中央病院(⑤手の切断のみ可)	○	○	○	○	○	
	富士温泉病院	○	○	○	○	○	
	(診療所)						
	山梨北整形外科				○		
	御坂共立診療所				○		
	加田クリニック				○		
	石和南整形外科クリニック				○		
	おの整形外科クリニック				○		
	長坂整形外科・内科医院				○		
峡南	(救急告示医療機関)						
	飯富病院	○		○	○	○	
	身延山病院				○		
	富士川病院				○	○	○
	(診療所)						
	市川三郷町国民健康保険診療所(④土曜日午前中のみ可)				○		
	佐野外科整形外科医院				○		
	一瀬医院				○		
	くつま整形外科医院				○		
	しもべ病院				○		
富士・東部	(救急告示医療機関)						
	富士吉田市立病院	○	○	○	○		○
	山梨赤十字病院	○	○	○	○	○	○
	大月市立中央病院	○	○	○	○		
	上野原市立病院		○	○	○	○	○
	都留市立病院	○	○	○	○	○	○
	ツル虎ノ門外科リハビリテーション病院				○		
	東桂メディカルクリニック			○			
	(診療所)						
	樂々堂整形外科				○		
	はちすか整形外科クリニック				○		
	すずき整形外科医院				○		
	樂天堂整形外科				○		○
	天野医院				○		
	蓬萊整形外科				○		
	大田屋クリニック				○		
	上野原梶谷整形外科				○	○	○
	渡辺整形外科				○		

○県外の医療機関に搬送する場合は、搬送先医療機関のある都県の実施基準によるものとする。

※ 各医療機関において、曜日や時間帯、その他諸事情によっては対応できないことがある。

消化管出血対応医療機関リスト

『対応条件』

- ① 血管造影又は手術による対応が可能な医療機関
 ② 内視鏡による対応が可能な医療機関
 (入院治療が可能な医療機関)
 ③ 初期治療(血液検査、輸液、輸血)対応が可能な医療機関

※「●」…初期治療

地域	医療機関名	対応条件		
		①	②	③
中北	山梨県立中央病院	○	○	○
	市立甲府病院	○	○	○
	山梨病院		○	○
	甲府共立病院	○	○	○
	武川病院		○	○
	三枝病院		○	○
	山梨大学医学部附属病院	○	○	○
	巨摩共立病院			○
	白根徳州会病院	○	○	○
	宮川病院		○	○
	韮崎市立病院	○	○	○
	塩川病院		○	○
	甲陽病院		○	○
峡東	山梨厚生病院	○	○	○
	加納岩総合病院			○
	山梨市立牧丘病院			○
	一宮温泉病院		○	○
	笛吹中央病院		○	○
	富士温泉病院		○	○
峡南	飯富病院			○
	身延山病院		○	○
	富士川病院		○	○
	峡南病院			○
富士・東部	富士吉田市立病院		○	○
	山梨赤十字病院	○	○	○
	大月市立中央病院		○	○
	上野原市立病院	○	○	○
	都留市立病院	○	○	○
	ツル虎ノ門外科リハビリテーション病院			○
	道志村国民健康保険診療所(③初期診療が可能)			●
	東桂メディカルクリニック		○	○

○県外の医療機関に搬送する場合は、搬送先医療機関のある都県の実施基準によるものとする。

※ 各医療機関において、曜日や時間帯、その他諸事情によっては対応ができないことがある。

消化管出血対応医療機関リスト

『対応条件』

- ① 血管造影又は手術による対応が可能な医療機関
 ② 内視鏡による対応が可能な医療機関
 ③ 初期治療(血液検査、輸液、輸血)対応が可能な医療機関

地域	医療機関名	対応条件		
		①	②	③
中北	国立病院機構甲府病院	○	○	○
	山梨県立中央病院	○	○	○
	市立甲府病院	○	○	○
	山梨病院	○	○	○
	甲府共立病院	○	○	○
	武川病院		○	○
	三枝病院		○	○
	山梨大学医学部附属病院	○	○	○
	巨摩共立病院		○	○
	白根徳州会病院	○	○	○
	宮川病院		○	○
	安村クリニック		○	
	玉穂ふれあい診療所			○
	北原内科クリニック		○	○
	韮崎市立病院	○	○	○
	塩川病院		○	○
	甲陽病院	○	○	○
峡東	塩山市民病院		○	○
	山梨厚生病院	○	○	○
	加納岩総合病院			○
	山梨市立牧丘病院			○
	一宮温泉病院		○	○
	石和共立病院			○
	笛吹中央病院(②日中のみ可)		○	○
	富士温泉病院		○	○
峡南	飯富病院			○
	身延山病院		○	○
	富士川病院		○	○
	峡南病院		○	○
富士・東部	富士吉田市立病院(②成人のみ)		○	○
	山梨赤十字病院	○	○	○
	大月市立中央病院			○
	上野原市立病院		○	○
	都留市立病院	○	○	○
	ツル虎ノ門外科リハビリテーション病院			○
	東桂メディカルクリニック		○	○

○県外の医療機関に搬送する場合は、搬送先医療機関のある都県の実施基準によるものとする。

※ 各医療機関において、曜日や時間帯、その他諸事情によっては対応ができないことがある。

中毒対応医療機関リスト

『対応条件』

① 薬物を服用し、以下のいずれかの状態にある患者の治療可能な医療機関

- ・意識レベルJCS300
- ・気道緊急
- ・呼吸数<10回/分
- ・収縮期血圧<90mmHg
- ・脈拍数<50回/分
- ・心電図モニター上の不整脈

② 医薬品以外(農薬・劇薬等)を服用した、患者の治療可能な医療機関

③ 医薬品を大量に服用(50錠を目安)した患者を対応可能な医療機関

④ CO中毒患者の検査対応が可能な医療機関

※「●」…初期治療

地域	医療機関名	対応条件			
		①	②	③	④
中北	山梨県立中央病院	○	○	○	○
	甲府共立病院		○	○	○
	山梨大学医学部附属病院	○	○	○	○
	巨摩共立病院			●	●
	市立甲府病院	○		●	○
峡東	山梨厚生病院			●	
	加納岩総合病院	●	●	●	
	笛吹中央病院			●	
	富士温泉病院			●	
富士・東部	富士吉田市立病院	●	●	●	
	山梨赤十字病院	○	○	○	
	大月市立中央病院	●	●	●	●
	都留市立病院	○	●	○	
	上野原市立病院	●	●	●	●
	ツル虎ノ門外科リハビリテーション病院		○	○	
	道志村国民健康保険診療所	●			

○県外の医療機関に搬送する場合は、搬送先医療機関のある都県の実施基準によるものとする。

※ 各医療機関において、曜日や時間帯、その他諸事情によっては対応ができないことがある。

中毒対応医療機関リスト

『対応条件』

① 薬物を大量に服用し、次のいずれかの状態にある重症患者の治療可能な医療機関

- ・意識レベルJCS300
- ・気道緊急
- ・呼吸数<10回/分
- ・収縮期血圧<90mmHg
- ・脈拍数<50回/分
- ・心電図モニター上の不整脈

② 医薬品以外(農薬・劇薬等)を服用し、中等症程度の患者の治療可能な医療機関

③ 特定医薬品リスト中の医薬品又は市販薬を服用し、中等症程度の患者の治療可能な医療機関

※「●」…初期治療

地域	医療機関名	対応条件		
		①	②	③
中北	山梨県立中央病院	○	○	○
	甲府共立病院		●	●
	山梨大学医学部附属病院	○	○	○
	巨摩共立病院		○	●
	市立甲府病院			○
	武川病院		●	●
	白根徳州会病院		●	●
	韮崎市立病院			○
	塩川病院	●	●	●
峡東	塩山市民病院			●
	山梨厚生病院		●	●
	加納岩総合病院	●	●	●
	石和共立病院	●	●	●
	笛吹中央病院			●
	甲州市立勝沼病院		●	
	富士温泉病院	●		○
峡南	飯富病院			○
	峡南病院			●
富士・東部	富士吉田市立病院 (①②成人のみ)	●	●	●
	山梨赤十字病院	○	○	○
	大月市立中央病院	●	●	●
	上野原市立病院	○	○	○
	都留市立病院	○	○	○
	ツル虎ノ門外科リハビリテーション病院		○	○
	東桂メディカルクリニック		●	●

○県外の医療機関に搬送する場合は、搬送先医療機関のある都県の実施基準によるものとする。

※ 各医療機関において、曜日や時間帯、その他諸事情によっては対応ができないことがある。

觀察基準（案）新旧対照表【案】

(新)

(1)心肺停止観察基準

全身詳細観察、初回モニター		無	有	評価せず	主訴・症候・症状
呼吸・体温	心電図(初回モニター波形)				
気道確保困難	特定せず	☐	☐	☐	
偶発性低体温	特定せず	☐	☐	☐	
	VF(心室細動)	☐	☐	☐	
	PEA(無脈性電気活動)	☐	☐	☐	
	Asystole(心室停止)	☐	☐	☐	

有にチェック

気道確保困難
→心肺蘇生対応可能な直近の医療機関②
偶発性低体温
→心肺蘇生及び神経学的改善のための集中治療対応可能な医療機関①

有にチェック

心肺蘇生及び神経学的改善のための集中治療対応可能な医療機関まで30分以内の場合
→心肺蘇生及び神経学的改善のための集中治療対応可能な医療機関①
心肺蘇生及び神経学的改善のための集中治療対応可能な医療機関まで30分以上の場合
→心肺蘇生及び神経学的改善のための集中治療対応可能な医療機関①又は心肺蘇生対応可能な医療機関②

有にチェック

かかりつけ医がある場合
→かかりつけ医を含めた医療機関①又は②
かかりつけ医がない場合
→医療機関①又は②

(旧)

(1)心肺停止観察基準

全身詳細観察、初回モニター		無	有	評価せず	主訴・症候・症状
呼吸・体温	心電図(初回モニター波形)				
気道確保困難	特定せず	☐	☐	☐	
偶発性低体温	特定せず	☐	☐	☐	
	VF(心室細動)	☐	☐	☐	
	PEA(無脈性電気活動)	☐	☐	☐	
	Asystole(心室停止)	☐	☐	☐	

有にチェック

気道確保困難
→心肺蘇生対応可能な直近の医療機関②
偶発性低体温
→心肺蘇生及び神経学的改善のための集中治療対応可能な医療機関①

有にチェック

心肺蘇生及び神経学的改善のための集中治療対応可能な医療機関まで30分以内の場合
→心肺蘇生及び神経学的改善のための集中治療対応可能な医療機関①
心肺蘇生及び神経学的改善のための集中治療対応可能な医療機関まで30分以上の場合
→心肺蘇生及び神経学的改善のための集中治療対応可能な医療機関①又は心肺蘇生対応可能な医療機関②

有にチェック

かかりつけ医がある場合
→かかりつけ医を含めた医療機関①又は②
かかりつけ医がない場合
→医療機関①又は②

(3)重症心疾患疑い観察基準

初期評価			無	有	評価せず
生理学的 評価	JCS(意識レベル)	30以上	☐	☐	☐
	呼吸数	10回/分未満又は30回/分以上	☐	☐	☐
	脈拍数	50回/分未満又は120回/分以上	☐	☐	☐
	収縮期血圧	90mmHg未満	☐	☐	☐
	体温	34℃未満又は40℃以上	☐	☐	☐
	SpO2(酸素飽和度)	90%未満	☐	☐	☐

全身詳細観察、病歴		無	有	評価せず
主訴・症候・症状	I 20分以上持続する胸痛、肩・下顎(歯)の痛み	☐	☐	☐
	II 心臓病の既往＋胸部不快感	☐	☐	☐
	III 心電図モニターでのST(波形部分)の上昇	☐	☐	☐
	IV 上腹部又は背部の激痛	☐	☐	☐
	V 重症不整脈(呼吸困難＋動悸＋心電図モニターで不整脈)	☐	☐	☐
	VI 心不全(呼吸困難＋心疾患の既往)	☐	☐	☐

有に
チェック

(I、II、IIIの場合)
急性心筋梗塞治療可能医療機関①
(IVの場合)
急性大動脈解離治療可能医療機関④
(Vの場合)
重症不整脈治療可能医療機関③
(VIの場合)
急性重症心不全治療可能医療機関②

(3)重症心疾患疑い観察基準

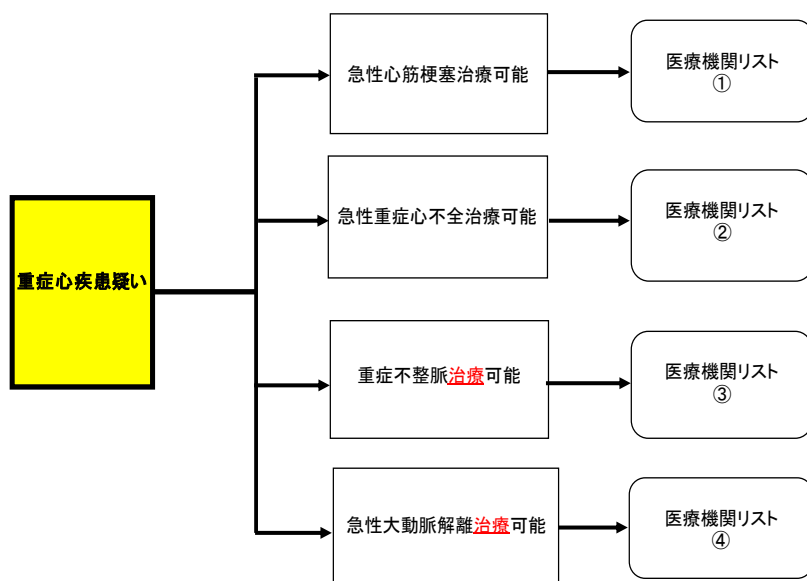
初期評価			無	有	評価せず
生理学的 評価	JCS(意識レベル)	30以上	☐	☐	☐
	呼吸数	10回/分未満又は30回/分以上	☐	☐	☐
	脈拍数	50回/分未満又は120回/分以上	☐	☐	☐
	収縮期血圧	90mmHg未満	☐	☐	☐
	体温	34℃未満又は40℃以上	☐	☐	☐
	SpO2(酸素飽和度)	90%未満	☐	☐	☐

全身詳細観察、病歴		無	有	評価せず
主訴・症候・症状	I 20分以上持続する胸痛、肩・下顎(歯)の痛み	☐	☐	☐
	II 心臓病の既往＋胸部不快感	☐	☐	☐
	III 心電図モニターでのST(波形部分)の上昇	☐	☐	☐
	IV 上腹部又は背部の激痛	☐	☐	☐
	V 重症不整脈(呼吸困難＋動悸＋心電図モニターで不整脈)	☐	☐	☐
	VI 心不全(呼吸困難＋心疾患の既往)	☐	☐	☐

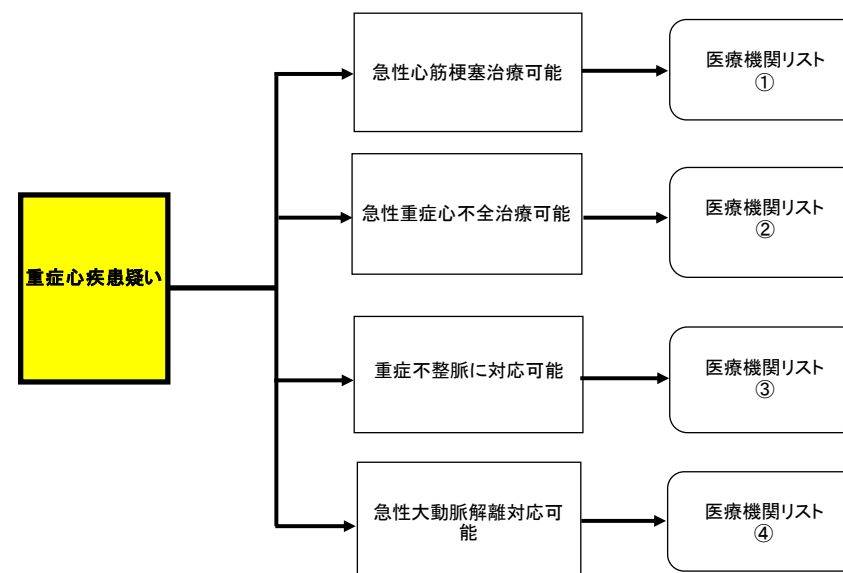
有に

(I、II、IIIの場合)
急性心筋梗塞治療可能医療機関①
(IVの場合)
急性大動脈解離対応可能医療機関④
(Vの場合)
重症不整脈対応可能医療機関③
(VIの場合)
急性重症心不全治療可能医療機関②
急性大動脈解離対応

○ 搬送先医療機関までのフロー図

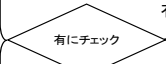


○ 搬送先医療機関までのフロー図



(4) 外傷観察基準

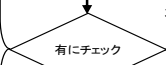
初期評価		無	有	評価せず	
生理学的 評価	JCS(意識レベル)	100以上	☐	☐	☐
	呼吸数	10回/分未満又は30回/分以上	☐	☐	☐
	呼吸音左右差	異常呼吸	☐	☐	☐
	脈拍数	50回/分未満又は120回/分以上	☐	☐	☐
	収縮期血圧	90mmHg未満又は200mmHg以上	☐	☐	☐
	SpO2(酸素飽和度)	90%未満	☐	☐	☐
	ショック症状		☐	☐	☐



有

救命救急センターへ搬送することを原則とする。ただし、直近の二次救急医療機関へ搬送する場合は、指示医師(救命センター・医大救急部)の指導助言を受けることとする。

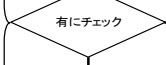
無



有

救命救急センターへ搬送することを原則とする。ただし、直近の二次救急医療機関へ搬送する場合は、指示医師(救命センター・医大救急部)の指導助言を受けることとする。

無



有

(中等症以下)
・頭部外傷診療可能医療機関
・整形外科診療可能医療機関
・各骨折診療可能医療機関

重症

中等症

全身観察		無	有	評価せず
外傷	頭頸部・顔面の高度な損傷、気道熱傷	☐	☐	☐
	頸部又は胸部の皮下気腫	☐	☐	☐
	外頸静脈の著しい怒張	☐	☐	☐
	胸郭の動揺・フレイルチェスト	☐	☐	☐
	腹部膨隆、腹壁緊張	☐	☐	☐
	骨盤骨折(骨盤の動揺、圧痛、下肢長差)	☐	☐	☐
	両側大腿骨骨折(大腿の変形、出血、腫脹、圧痛、下肢長差)	☐	☐	☐
	頭、頸、胸、腹部又は鼠径部への穿通性外傷(刺創、銃創、銃創など)	☐	☐	☐
	15%以上の熱傷を複合している外傷、顔面又は気道の熱傷	☐	☐	☐
	デグロービング損傷	☐	☐	☐
傷	多指切断(例えば手指2本、足指3本)	☐	☐	☐
	四肢の切断(いずれか一本以上)	☐	☐	☐
	四肢(全て)の麻痺	☐	☐	☐
		☐	☐	☐

状況評価		無	有	評価せず
受傷機転	同乗者の死亡した車両事故	☐	☐	☐
	車外に放り出された車両事故	☐	☐	☐
	運転手が離れていたもしくは30km/時以上のバイク事故	☐	☐	☐
	車に轢かれた歩行者・自転車事故	☐	☐	☐
	5m以上もしくは30km/時以上の車に跳ね飛ばされた歩行者・自転車事故	☐	☐	☐
	機械器具に巻き込まれた	☐	☐	☐
	車が高度に損傷している	☐	☐	☐
	体幹部が挟まれた	☐	☐	☐
高所墜落(成人は身長3倍以上、小児は身長2～3倍程度の高さ)		☐	☐	☐

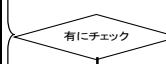
※【四肢骨折観察要領】

救急現場における骨折判断要領は、次の項目を観察し、総合的に判断する。

1. 視診にて、変形・腫脹・開放創・伸長差・打撲痕の有無及び程度
2. 自動運動の可否
3. 触診にて、圧痛・介達痛・軸圧痛・内転外転による痛み・回旋による痛み
4. 血管障害の有無

(4) 外傷観察基準

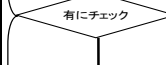
初期評価		無	有	評価せず	
生理学的 評価	JCS(意識レベル)	100以上	☐	☐	☐
	呼吸数	10回/分未満又は30回/分以上	☐	☐	☐
	呼吸音左右差	異常呼吸	☐	☐	☐
	脈拍数	50回/分未満又は120回/分以上	☐	☐	☐
	収縮期血圧	90mmHg未満又は200mmHg以上	☐	☐	☐
	SpO2(酸素飽和度)	90%未満	☐	☐	☐
	ショック症状		☐	☐	☐



有

救命救急センターへ搬送することを原則とする。ただし、直近の二次救急医療機関へ搬送する場合は、指示医師(救命センター・医大救急部)の指導助言を受けることとする。

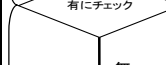
無



有

救命救急センターへ搬送することを原則とする。ただし、直近の二次救急医療機関へ搬送する場合は、指示医師(救命センター・医大救急部)の指導助言を受けることとする。

無



有

(中等症以下)
・頭部外傷診療可能医療機関
・整形外科診療可能医療機関

重症

中等症以下

全身観察		無	有	評価せず
外傷	顔面骨骨折	☐	☐	☐
	頸部又は胸部の皮下気腫	☐	☐	☐
	外頸静脈の著しい怒張	☐	☐	☐
	胸郭の動揺・フレイルチェスト	☐	☐	☐
	腹部膨隆、腹壁緊張	☐	☐	☐
	骨盤骨折(骨盤の動揺、圧痛、下肢長差)	☐	☐	☐
	両側大腿骨骨折(大腿の変形、出血、腫脹、圧痛、下肢長差)	☐	☐	☐
	頭、頸、胸、腹部又は鼠径部への穿通性外傷(刺創、銃創、銃創など)	☐	☐	☐
	15%以上の熱傷を複合している外傷、顔面又は気道の熱傷	☐	☐	☐
	デグロービング損傷	☐	☐	☐
傷	多指切断(例えば手指2本、足指3本)	☐	☐	☐
	四肢の切断	☐	☐	☐
	四肢の麻痺	☐	☐	☐
		☐	☐	☐

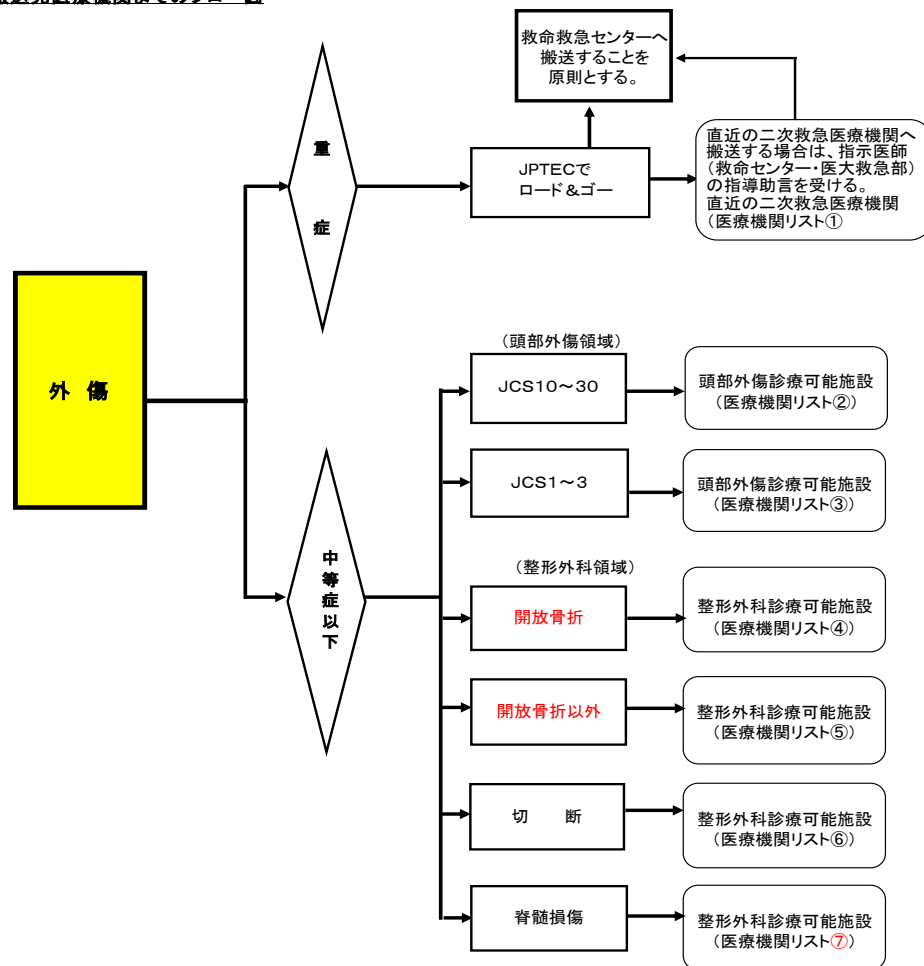
状況評価		無	有	評価せず
受傷機転	同乗者の死亡	☐	☐	☐
	車の横転	☐	☐	☐
	車外に放り出された	☐	☐	☐
	バイクと運転手の距離:大	☐	☐	☐
	車に轢かれた	☐	☐	☐
	自動車と歩行者・自転車の衝突	☐	☐	☐
	5m以上はねとばされた	☐	☐	☐
	機械器具に巻き込まれた	☐	☐	☐
	車が高度に損傷している	☐	☐	☐
	体幹部が挟まれた	☐	☐	☐
	救出に20分以上要した	☐	☐	☐
	高所墜落	☐	☐	☐

※【四肢骨折観察要領】

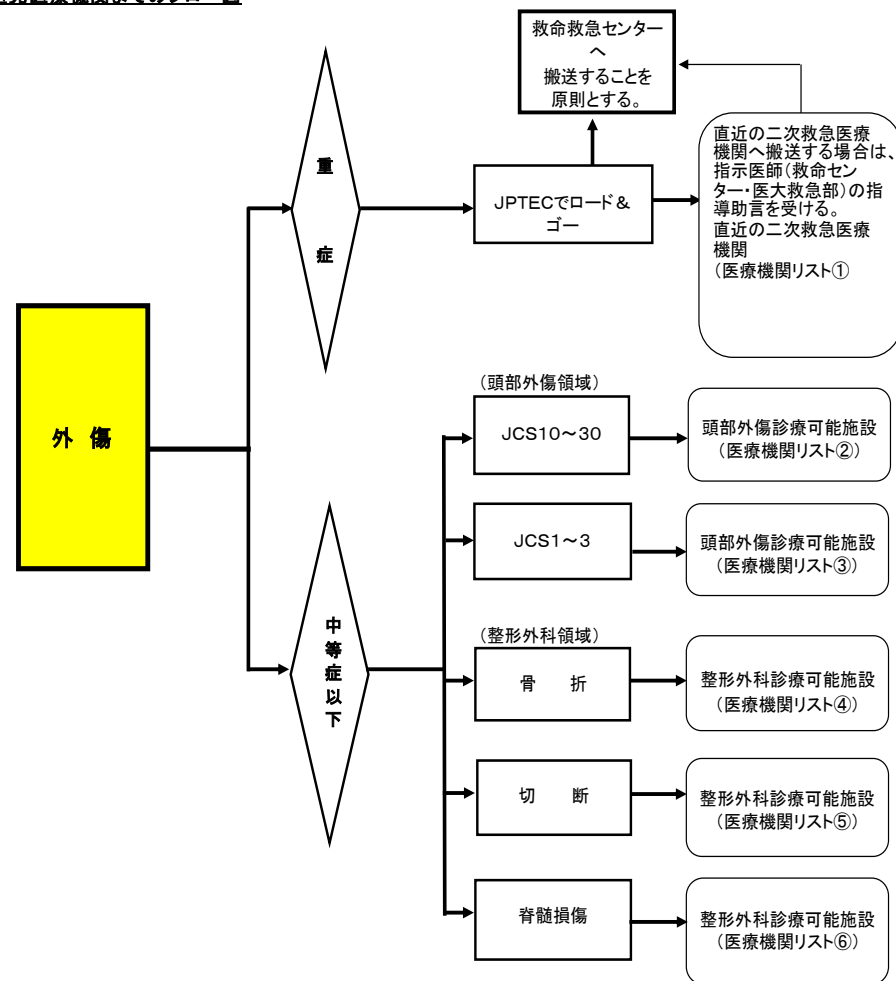
救急現場における骨折判断要領は、次の項目を観察し、総合的に判断する。

1. 視診にて、変形・腫脹・開放創・伸長差・打撲痕の有無及び程度
2. 自動運動の可否
3. 触診にて、圧痛・介達痛・軸圧痛・内転外転による痛み・回旋による痛み
4. 血管障害の有無

○ 搬送先医療機関までのフロー図



○ 搬送先医療機関までのフロー図



(6) 中毒観察基準【案】

初期評価		無	有	評価せず	
生理学的 評価	JCS(意識レベル)	300	☐	☐	☐
	気道	緊急	☐	☐	☐
	呼吸数	10回/分未満	☐	☐	☐
	収縮期血圧	90mmHg未満	☐	☐	☐
	脈拍数	50回/分未満	☐	☐	☐
	心電図	不整脈	☐	☐	☐

有に
チェック医療機関リスト①
(重症患者)

原因物質の評価		無	有	評価せず
原因物質	I 医薬品以外(農薬・劇毒物等)	☐	☐	☐
	II 医薬品を大量に服用(50錠を目安)した患者を対応可能な医療機関	☐	☐	☐
	III CO中毒患者の検査対応が可能な医療機関	☐	☐	☐

有に
チェック生理学的評価
有にチェック医療機関リスト①
(重症患者)現場での
判断又は搬送先の
選定に迷う
もの高度救命救急センター又は
山梨大学医学部附属病院救急科
医師に指導・助言を依頼上記要件に
該当なし

医療機関リスト②、③、④

(6) 中毒観察基準

初期評価		無	有	評価せず	
生理学的評価	JCS(意識レベル)	300	☐	☐	☐
	気道	緊急	☐	☐	☐
	呼吸数	10回/分未満	☐	☐	☐
	収縮期血圧	90mmHg未満	☐	☐	☐
	脈拍数	50回/分未満	☐	☐	☐
	心電図	不整脈	☐	☐	☐

有に
チェック医療機関リスト①
(重症患者)

原因物質の評価		無	有	評価せず
原因物質	I 特定医薬品リストの医薬品	☐	☐	☐
	II 市販薬 (アセトアミノフェン5g又はアスピリン7.5g以上のものを除く)	☐	☐	☐
	III 特定医薬品リストにない医薬品	☐	☐	☐
	IV 市販薬 (アセトアミノフェン5g又はアスピリン7.5g以上)	☐	☐	☐
	V 医薬品以外(農薬・劇毒物等)	☐	☐	☐

有に
チェック

医療機関リスト③

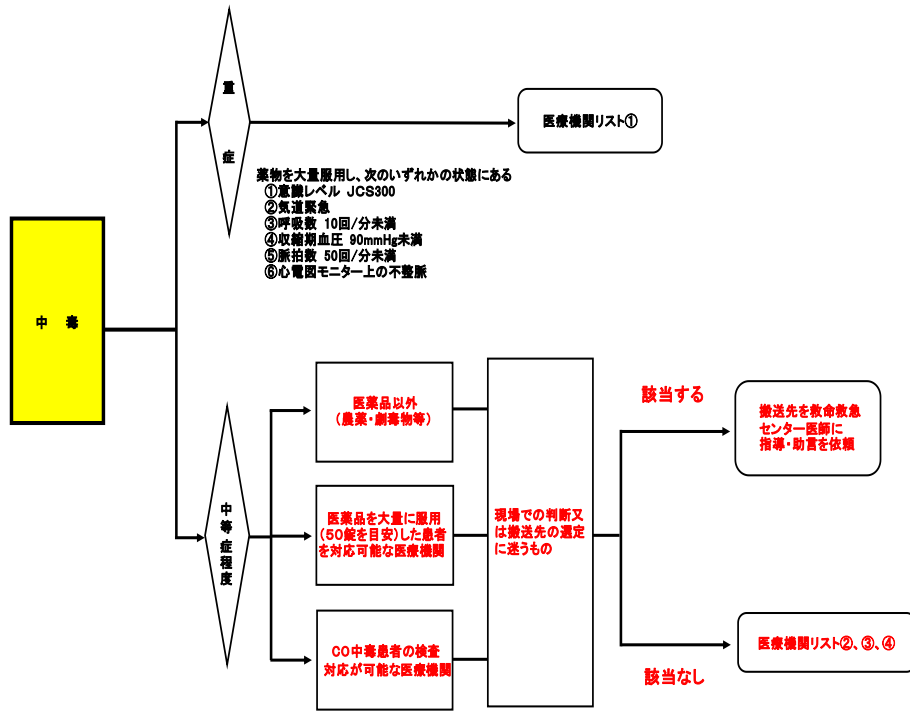
有に
チェック救命救急センター
医師に指導・助言
を依頼有に
チェック現場での判
断又は搬送先
の選定に迷う
もの

該当する

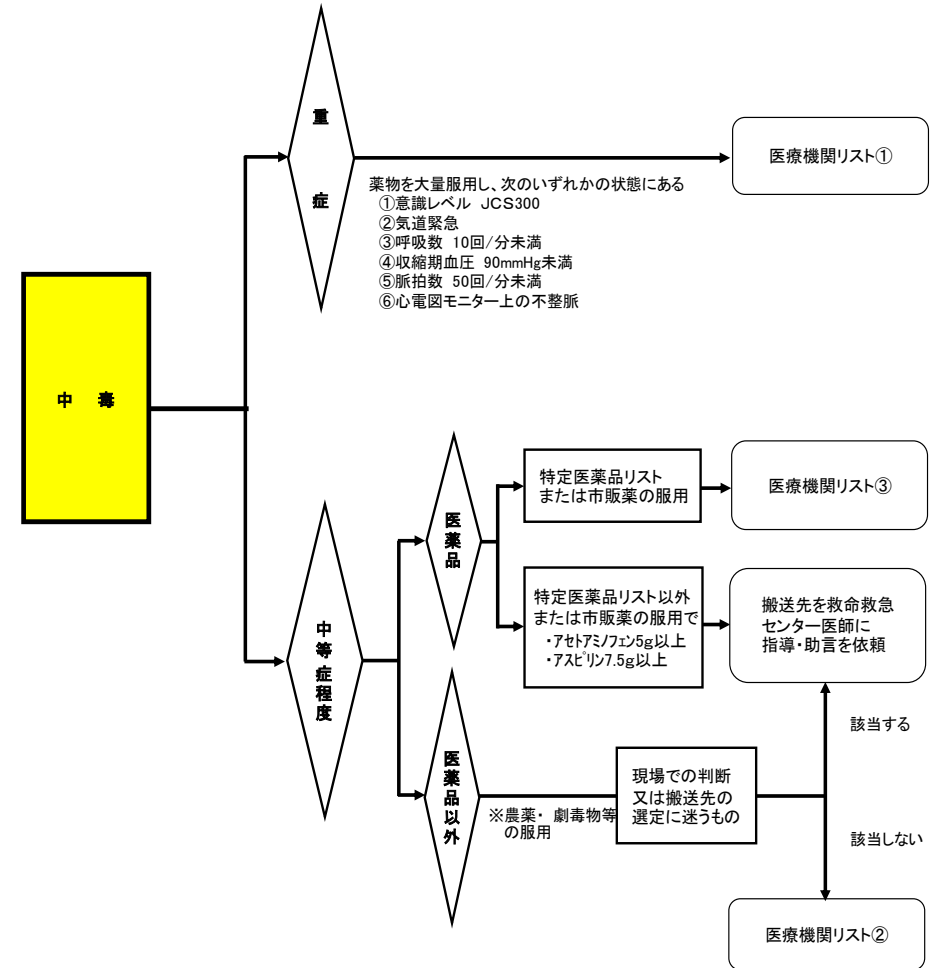
該当しない

医療機関リスト②

○ 搬送先医療機関までのフロー図

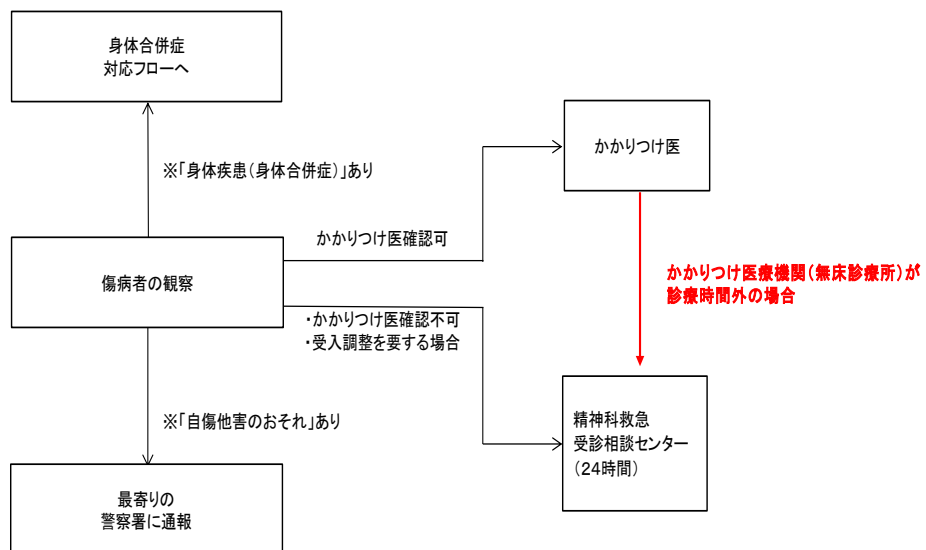


○ 搬送先医療機関までのフロー図



○ 精神疾患(急性増悪時等)における搬送先医療機関のフロー図(案)

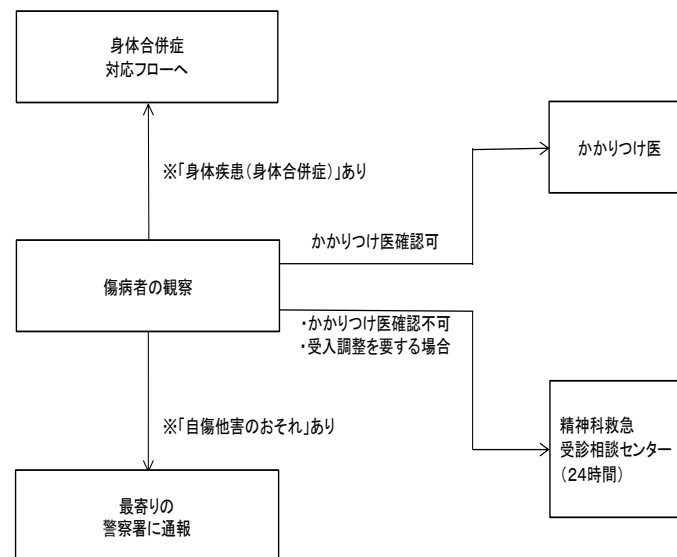
○ 精神疾患(急性増悪時等)



(注)「かかりつけ医あり」とは、3か月以内に受診歴がある場合をいう。

○ 精神疾患(急性増悪時等)における搬送先医療機関のフロー図

○ 精神疾患(急性増悪時等)



(注)「かかりつけ医あり」とは、3か月以内に受診歴がある場合をいう。

山梨県救急活動プロトコル（器具を用いた高度な気道確保プロトコル）新旧対照表【案】

(新)	(旧)
第2章 器具を用いた高度な気道確保の実施要領 <u>(省略)</u> 4 声門上気道デバイスの実施上の注意点 ※ コンビチューブ、ラリングアルマスキエアウェイ（LMA）、食道閉鎖式エアウェイ、ラリングルチューブ等により気道を確保する場合は、薬事法で定める取り扱い説明に記載してある事項に基づき実施すること。 ※ 特に、警告及び禁忌・禁止事項、性能、使用目的、効能、効果及び操作方法または使用方法・使用上の注意事項等の内容を熟知し実施すること。 ※ 10秒以内に挿入できなかった場合は、一旦諦めて十分な換気を実施してから再挿入を試みる。 ※ チューブが閉塞していないかを絶えず監視し、必要に応じてチューブ内の分泌物等の吸引、又は新品に交換することも考慮すること。 ただし、吸引はチューブ内のみとし、胃内及び食道の吸引とならないよう注意する。 <u>(新規)</u>	第2章 器具を用いた高度な気道確保の実施要領 <u>(省略)</u> 4 声門上気道デバイスの実施上の注意点 ※ コンビチューブ、ラリングアルマスキエアウェイ（LMA）、食道閉鎖式エアウェイ、ラリングルチューブ等により気道を確保する場合は、薬事法で定める取り扱い説明に記載してある事項に基づき実施すること。 ※ 特に、警告及び禁忌・禁止事項、性能、使用目的、効能、効果及び操作方法または使用方法・使用上の注意事項等の内容を熟知し実施すること。 ※ 10秒以内に挿入できなかった場合は、一旦諦めて十分な換気を実施してから再挿入を試みる。 <u>(新規)</u>

山梨県救急活動プロトコル（気管挿管）新旧対照表【案】

(新)	(旧)
第1章 気管挿管プロトコルの実施要領 1 適 応 心肺停止状態の傷病者（心停止かつ呼吸停止のもの）に限る。 (1) 異物による窒息の場合 (2) 胃内容物の逆流のおそれがある場合 (3) その他 ※指示医が必要と判断したもの 【例】 ア 肝疾患があり食道静脈瘤のおそれがある場合 イ 狭隘や階段等からの搬出による動揺でズレが生じるおそれがあり、従来の器具では確実な気道確保ができない場合 ウ エアロゾル等により感染リスクが高いと救急救命士が判断した場合 (原則ビデオ硬性喉頭鏡の使用を優先する) エ その他 傷病の状況から気管挿管以外では患者予後を改善し得ないと指示医が判断して救急救命士が気管挿管を実施した場合には、医師は気管挿管以外では患者予後の改善が見込めないと判断した理由について指示内容を記録して保管し、求めに応じて地域メディカルコントロール協議会に提出する。	第1章 気管挿管プロトコルの実施要領 1 適 応 心肺停止状態の傷病者（心停止かつ呼吸停止のもの）に限る。 (1) 異物による窒息の場合 (2) 胃内容物の逆流のおそれがある場合 (3) その他 ※指示医が必要と判断したもの 【例】 ア 肝疾患があり食道静脈瘤のおそれがある場合 イ 狭隘や階段等からの搬出による動揺でズレが生じるおそれがあり、従来の器具では確実な気道確保ができない場合 <u>(新規)</u> ウ その他 傷病の状況から気管挿管以外では患者予後を改善し得ないと指示医が判断して救急救命士が気管挿管を実施した場合には、医師は気管挿管以外では患者予後の改善が見込めないと判断した理由について指示内容を記録して保管し、求めに応じて地域メディカルコントロール協議会に提出する。